

第5期高津区地域福祉計画

高津区

目次

序章 川崎市地域福祉計画について.....	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性.....	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性.....	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題.....	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向.....	11
5 2025年を見据えためざすべき姿.....	13
(1) 地域福祉とは.....	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざすべき姿.....	15
6 第5期計画期間における施策の方向性.....	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方.....	17
(2) 計画の基本理念・目標.....	18
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し.....	20
第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	21
第1章 高津区地域福祉計画策定にあたって.....	23
1 高津区地域福祉計画の策定.....	25
2 高津区の地域の特徴.....	26
(1) 高津区の概要.....	26
(2) 高津区地域福祉マップ.....	29
(3) 高津区の現状.....	31
(4) 地区別の状況.....	38
3 アンケート調査の結果.....	40
(1) 高津区区民生活に関わるニーズ調査結果.....	40
(2) 第4回川崎市地域福祉実態調査（高津区集計）の結果.....	46
4 第4期計画の振り返り.....	54
5 アンケート調査結果、振り返り等から見えてきた課題.....	56
第2章 高津区地域福祉推進の取組.....	57
1 高津区がめざす地域福祉計画.....	59
(1) 理念.....	59
(2) 基本目標.....	60
(3) 事業体系一覧表.....	62

2	第5期計画における重点項目.....	65
3	具体的な取組.....	67
	基本目標1 区民が主役の福祉の地域づくり.....	67
	基本目標2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供.....	79
	基本目標3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり.....	84
	基本目標4 多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進.....	89
第3章	第5期計画の推進体制.....	95
1	推進体制.....	97
2	計画の評価.....	99

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

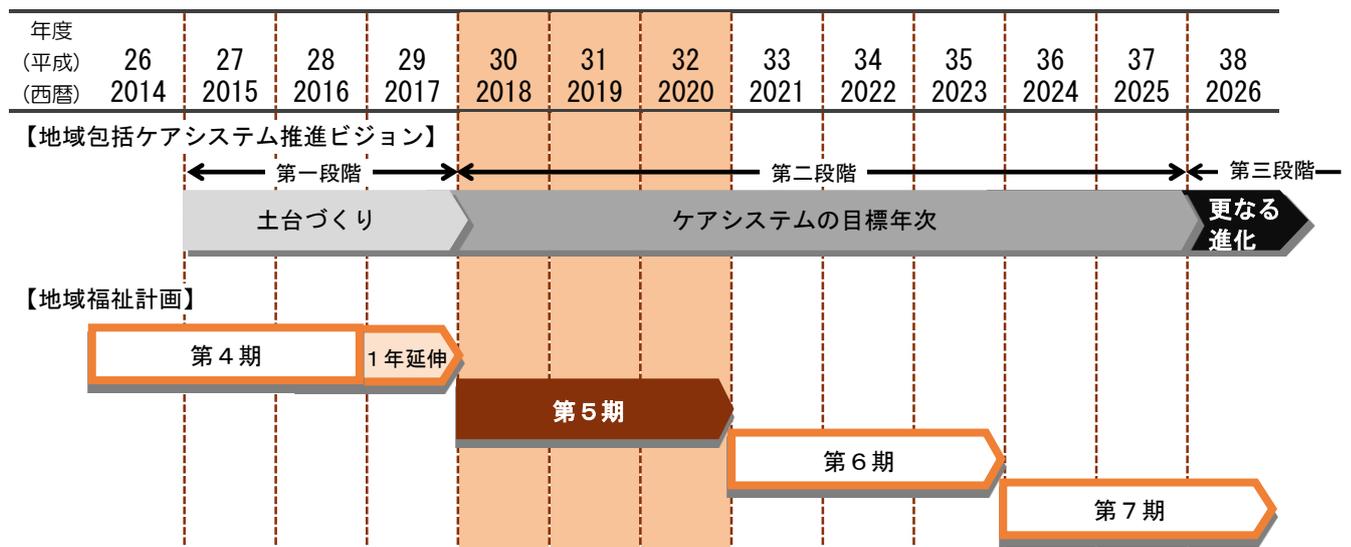
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めます。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施します。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成 27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成 29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が 21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成 37（2025）年までに、75 歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成 57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成 23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね 30 分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

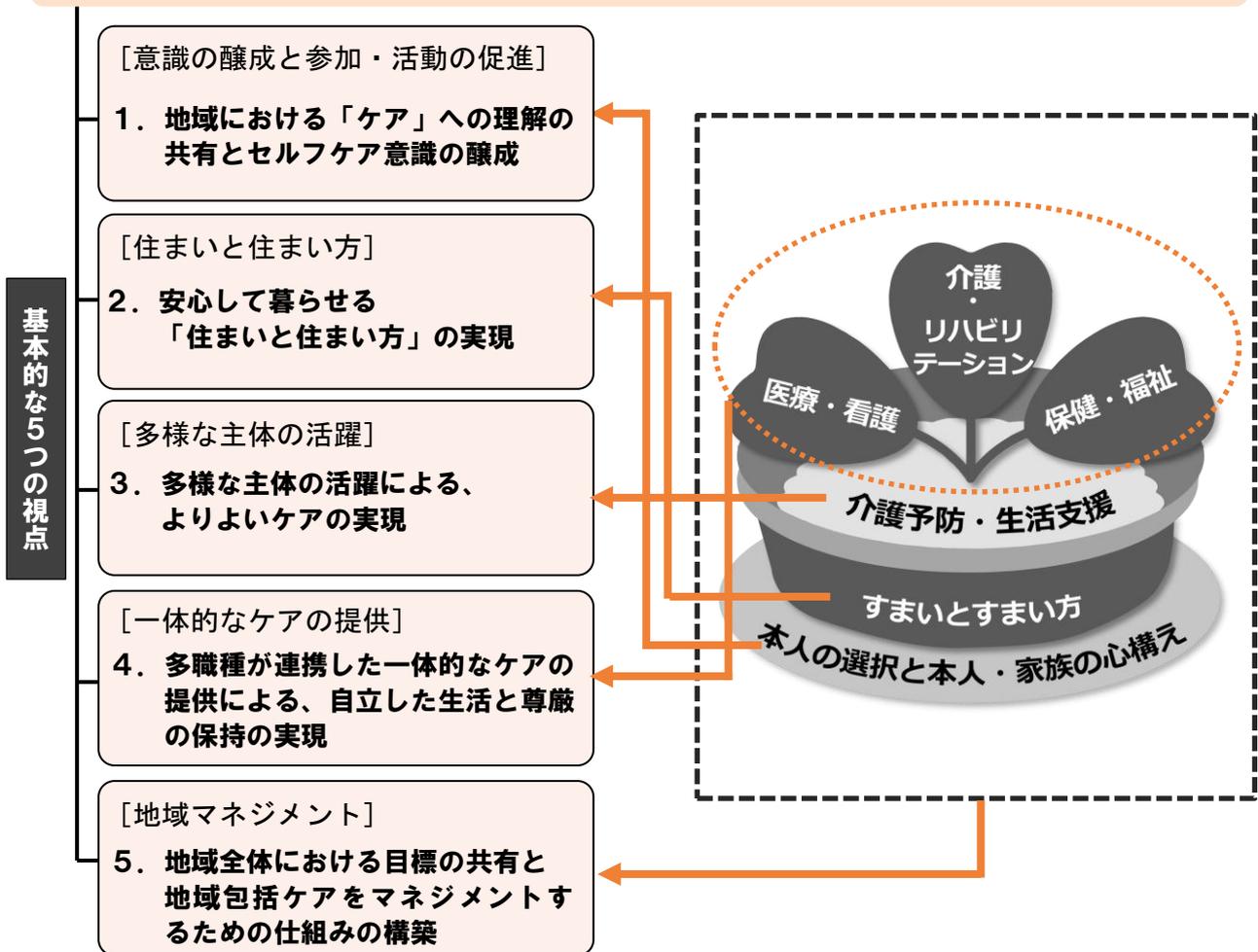
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成 27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

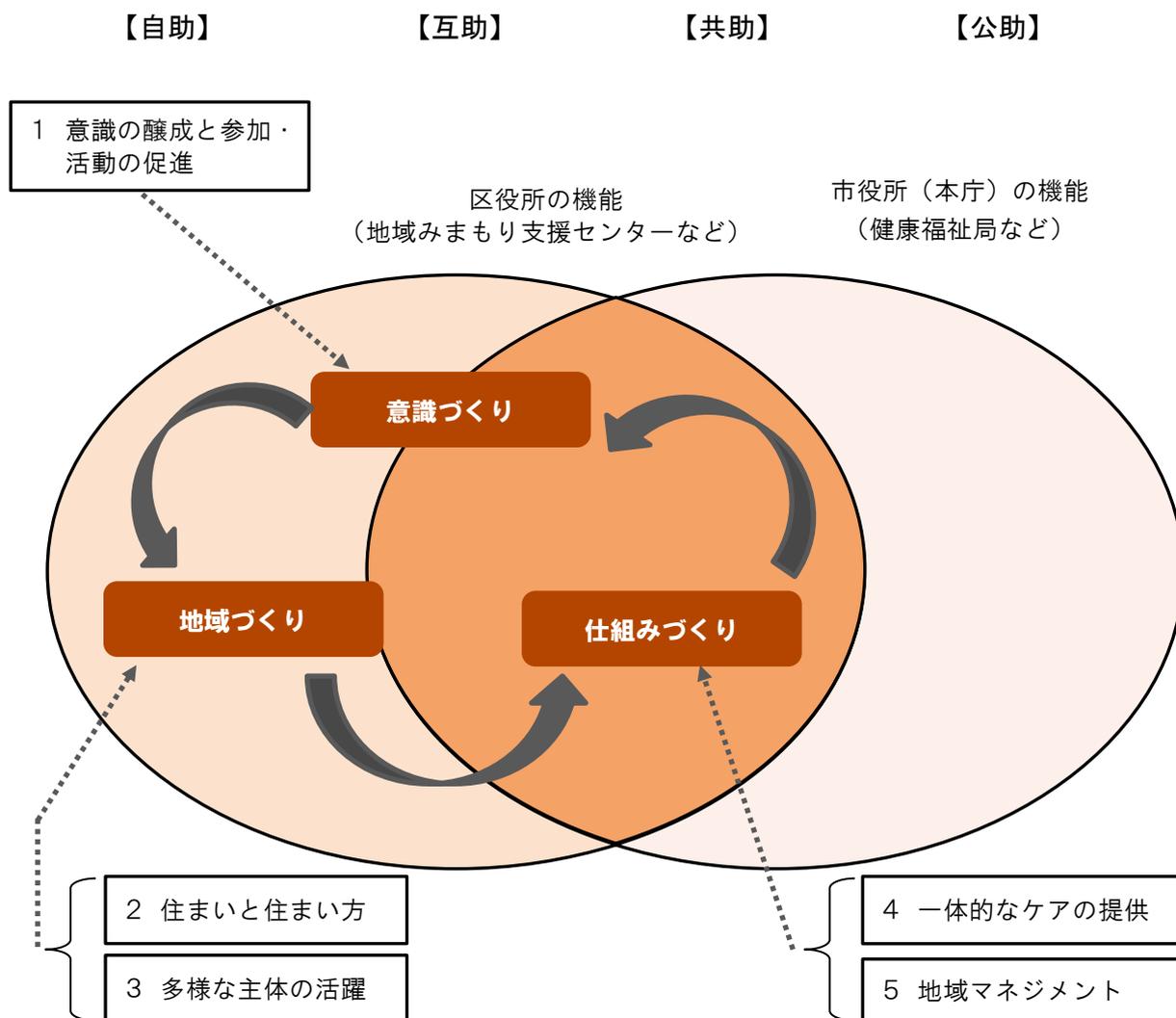


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全
 市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地
 域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を
 推進します。

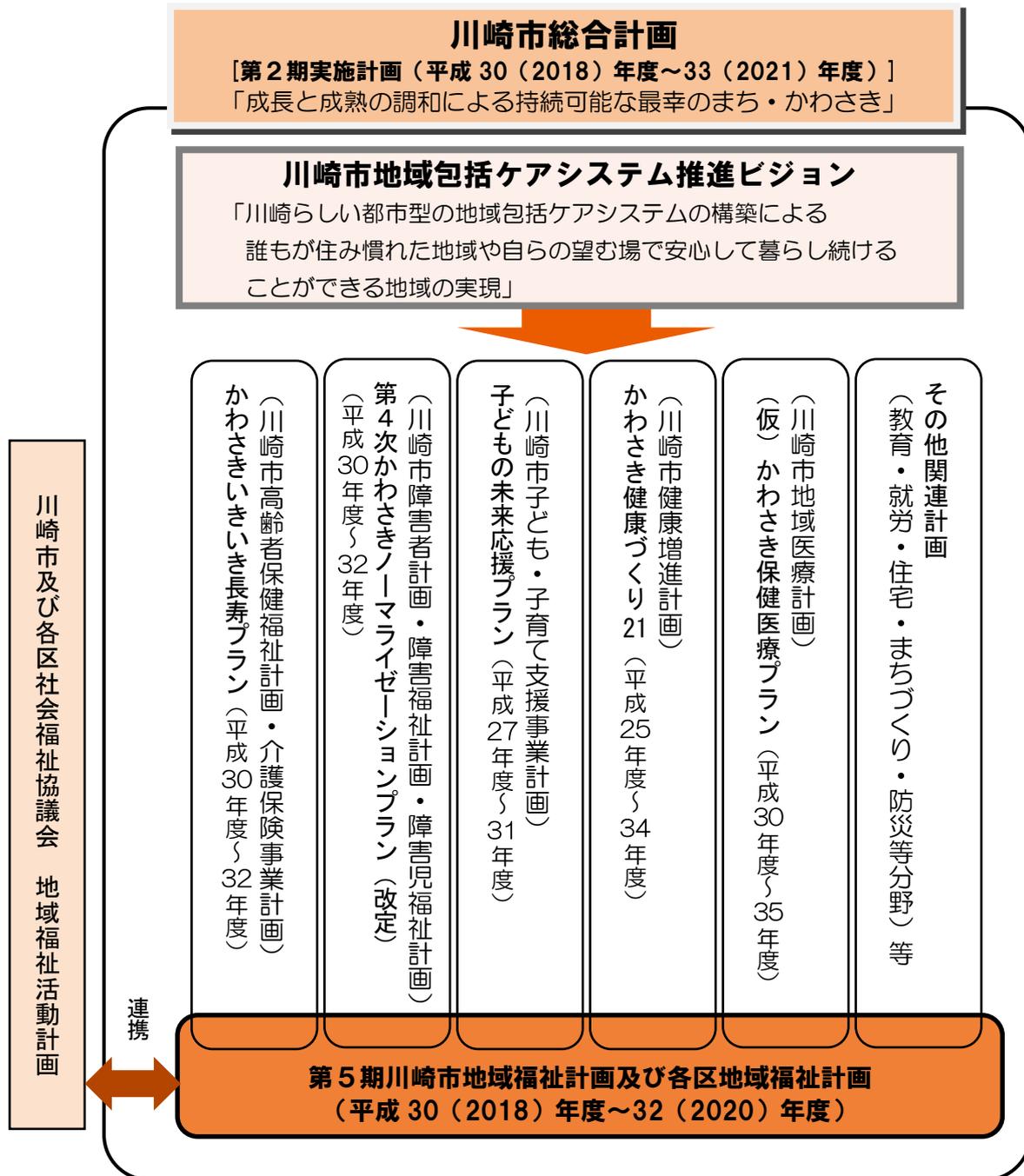
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づく
 り」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づく
 り」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化してい
 くための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合
 わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「子どもの未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

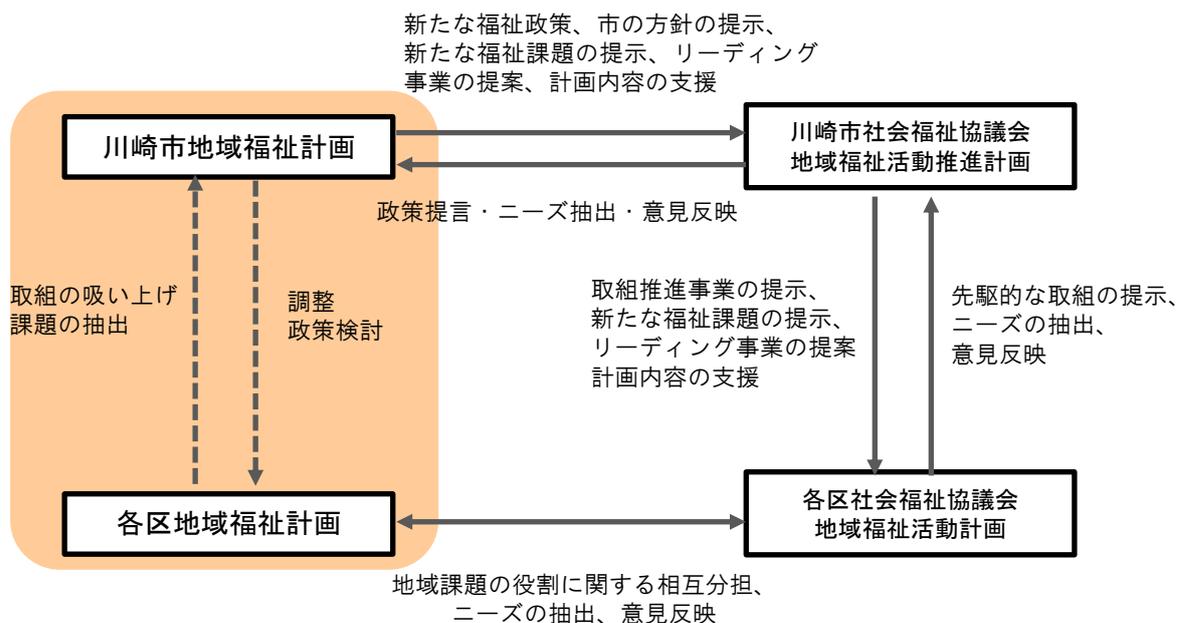
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画策定を推進していきます。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換えれば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典；厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えたためすべき姿

(1) 地域福祉とは

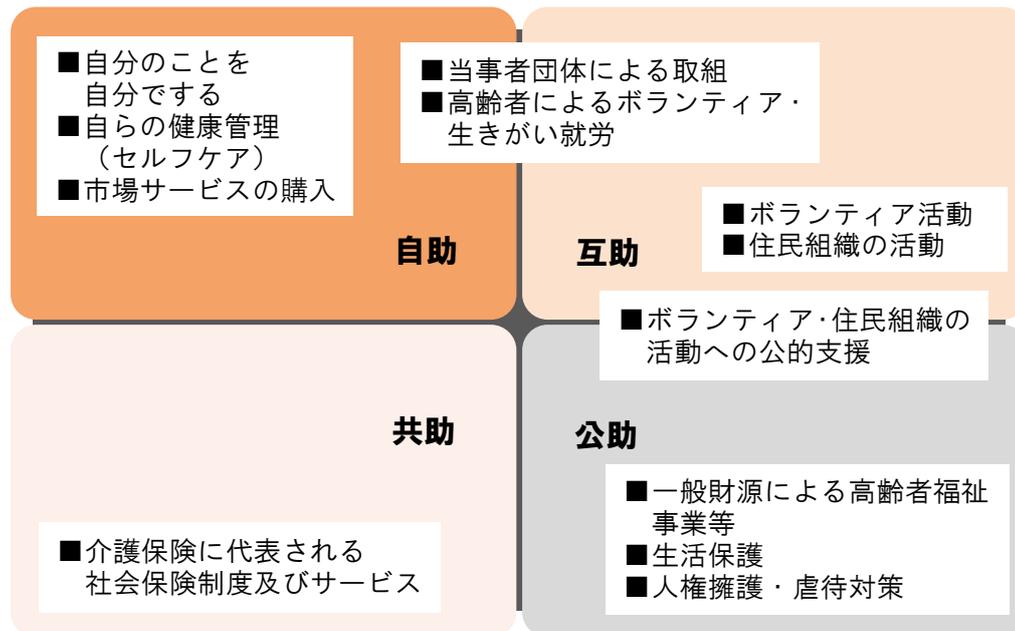
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざすべき姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は 29 万 4 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、13 万 9 千人から、2025 年には約 20 万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざすべき姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざすべき姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50 圏域程度） 人口平均 30,000 人程度 いこいの家（49 か所） 地域包括支援センター（49 か所） こども文化センター（58 か所）	・地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7 区） 人口 16 万人～25 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・いきがづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

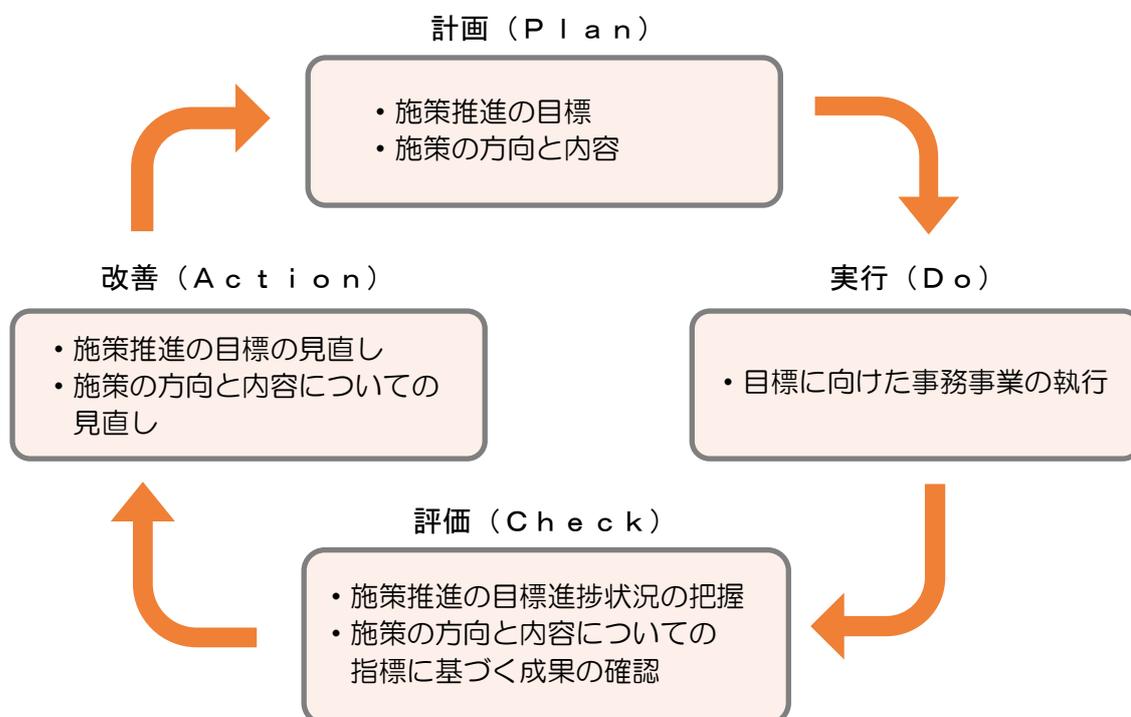
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

A3体系図挿入（表）

A3体系図挿入（裏）

**高津区地域福祉計画策定
にあたって**

第1章

1 高津区地域福祉計画の策定

すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活していくためには、家族、近隣そして地域の人々がお互いに気をかけ、いざというときには共に支え合うことが必要です。

そのような地域の実現のために、高津区地域福祉計画において、行政は各取組を通して、区民の皆さんが地域活動に参加していけるような機会や場づくりに努めるとともに、必要な福祉サービスを提供し、多様な機関や団体との連携・協働などを進めていきます。

しかし、まちづくりの主役は、高津区に暮らしている「あなた」です。安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、「あなた」の参加が必要です。

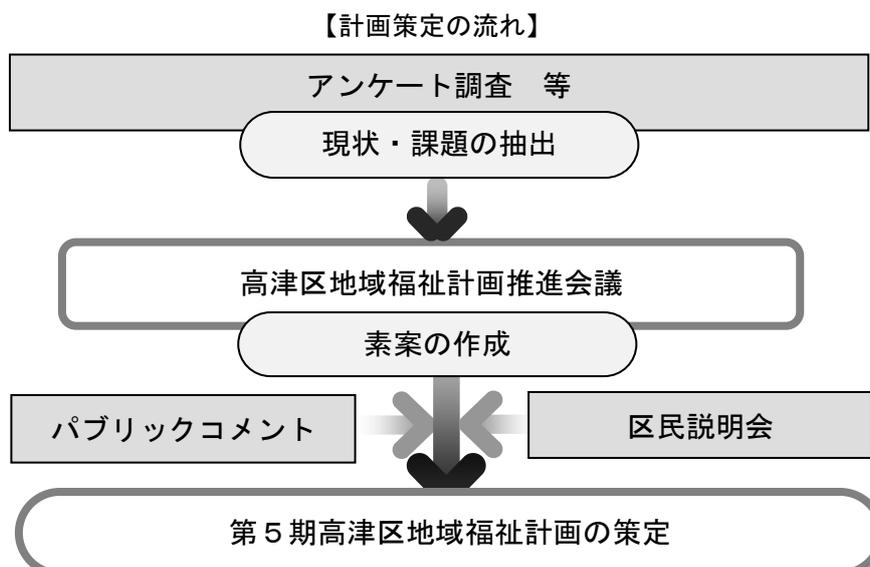
さあ、福祉の地域・まちづくりを進めていきませんか。

●計画策定の流れ

第5期計画の策定にあたっては、区民ニーズを的確に把握し、事業を効率的・効果的に実施することを目的とした「高津区区民生活に関わるニーズ調査」や、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体等に対しての地域福祉に関する意識を調査した「川崎市地域福祉実態調査」の二つのアンケート調査を行い、地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

そこで得られた課題や第4期計画の取組の振り返りを「高津区地域福祉計画推進会議」において共有し、区内の各種団体を代表する委員から様々な視点による意見をいただき、高津区地域福祉の推進に向けた理念や基本方針及び具体的な取組を検討して、計画の素案を作成しました。

計画素案に対してパブリックコメント・区民説明会で区民の皆さんの意見を募集し、その意見を基にさらに検討し、計画案を策定しました。



2 高津区の地域の特徴

(1) 高津区の概要



■人口 229,584 人

■世帯数 109,177 世帯

■面積 17.10 km²

(平成 28 年 9 月 1 日現在)

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地で形づくられ、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴となっています。

区の木



高津区の木
うめ

区の花



高津区の花
すいせん

昭和 47 (1972) 年に川崎市が政令指定都市に移行した際、5つの行政区のひとつとして誕生し、昭和 57 (1982) 年の行政区の再編により宮前区が分区して現在の高津区となっています。平成 24 (2012) 年に区制 40 周年を迎えました。

江戸時代に大山街道沿いの宿場町として賑わった二子地区や溝口地区では、多くの人が交流し商業が栄えるとともに、歌人・岡本かの子や陶芸家・濱田庄司、画家／彫刻家・岡本太郎など多くの芸術家を輩出しています。また、橘地区には、本市初の国史跡である橘樹官衙遺跡群をはじめ、現存する市内唯一の前方後円墳を有する蟹ヶ谷古墳群など、古代かわさきの記憶を今に残す豊富な歴史的・文化的資源が存在しています。

市街地の発展は、昭和初期に玉川電気鉄道玉川線（現・東急田園都市線）と南武鉄道（現・JR南武線）の開通を契機として始まり、戦後は、東京への通勤圏として住宅需要が増大したことに伴い、宅地・マンションの開発や溝口駅北口再開発等の都市基盤の整備が進められてきました。



多くの人が行き交う溝口駅

また、自然や歴史・文化的特性に加え、高津区は市内でも製造業の事業所数も多く、川崎のものづくりを支える中小の加工組立企業をはじめ、研究開発型企业やベンチャー企業が数多く立地しています。

高津区的主要地域資源・魅力等



区民の憩いの場・多摩川



往時の風情が残る大山街道



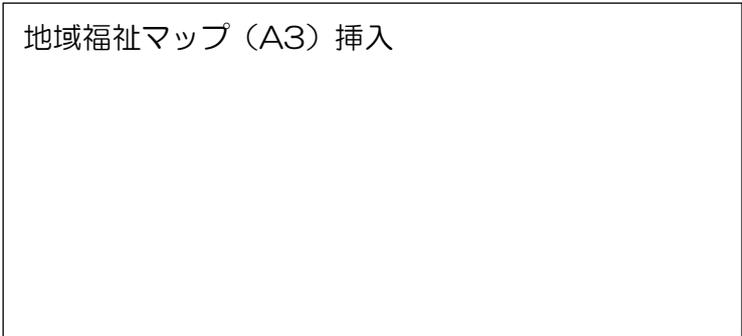
市内初の国史跡
たけはなかんがいせきぐん
橋樹官衙遺跡群（正倉群）



橋地区に広がる「農のある風景」

(2) 高津区地域福祉マップ

地域福祉マップ (A3) 挿入

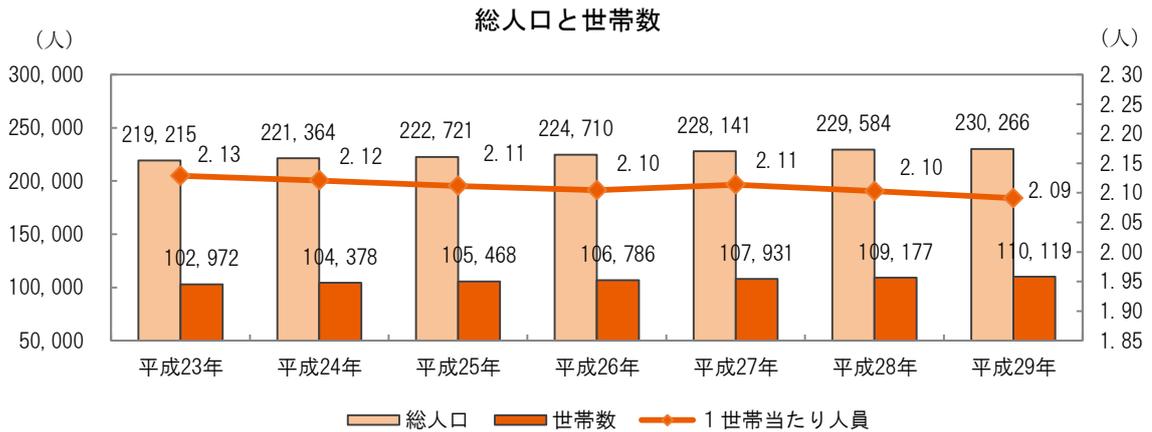


(3) 高津区の現状

① 総人口と世帯数 <人口・世帯数は増加、1世帯当たり人員は減少>

人口は増加を続けており、平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在で 230,266 人と、7 区で 2 番目に人口の多い区となっています。

人口増加に対し、1世帯当たりの人員は 2.09 人となっており、平成 23 (2011) 年の 2.13 人から、ゆるやかながらも減少傾向がつついています。

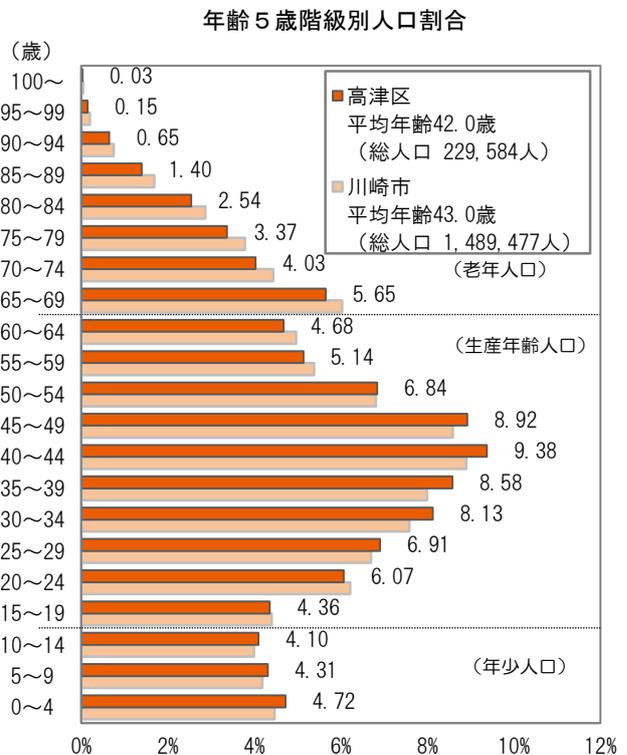


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」
(各年 10 月 1 日現在、平成 29 年は 5 月 1 日現在)

② 人口構成 <年少人口、25~54 歳の割合が市より高い>

②-1 年齢 5 歳階級別人口割合

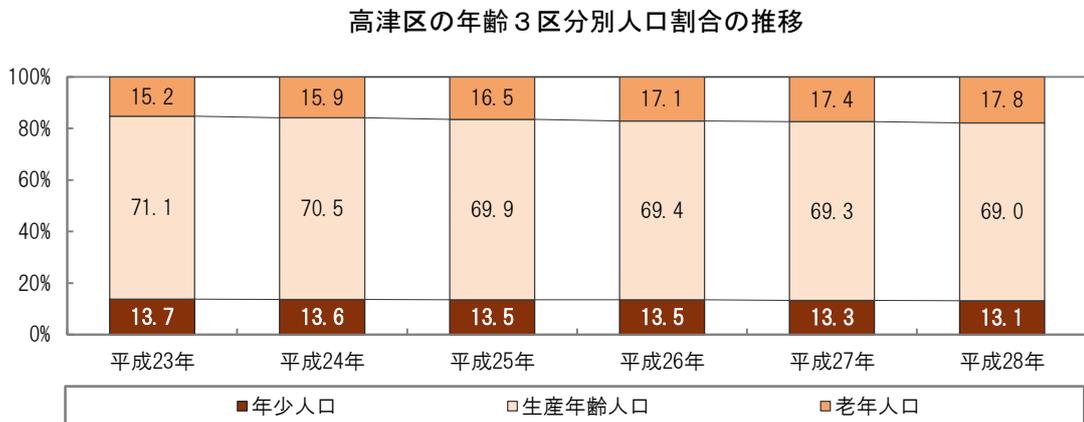
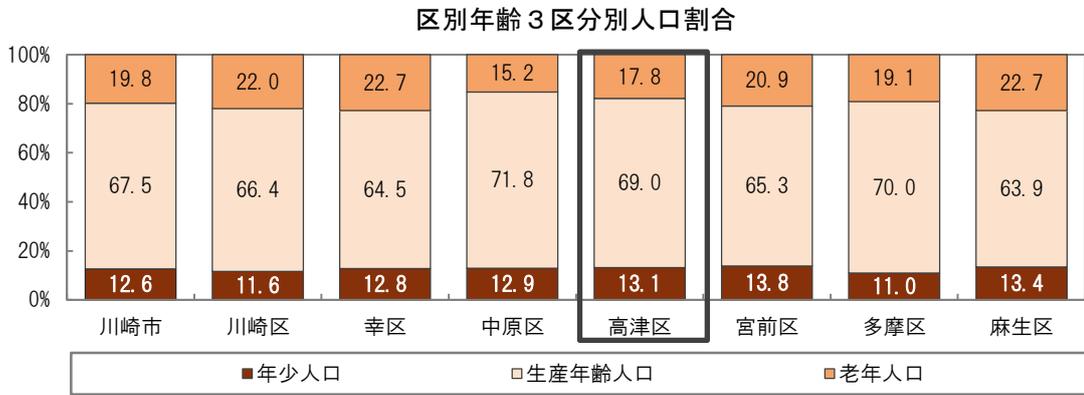
年齢 5 歳階級別人口割合を市と比較すると、年少人口 (0~14 歳) の割合が市より高く、生産年齢人口 (15~64 歳) では 25~54 歳の割合が市より高くなっています。また、平均年齢は市全体よりやや低く、42.0 歳となっています。



資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(平成 28 年 10 月 1 日現在)

②-2 年齢3区分別人口割合 <老年人口が増加>

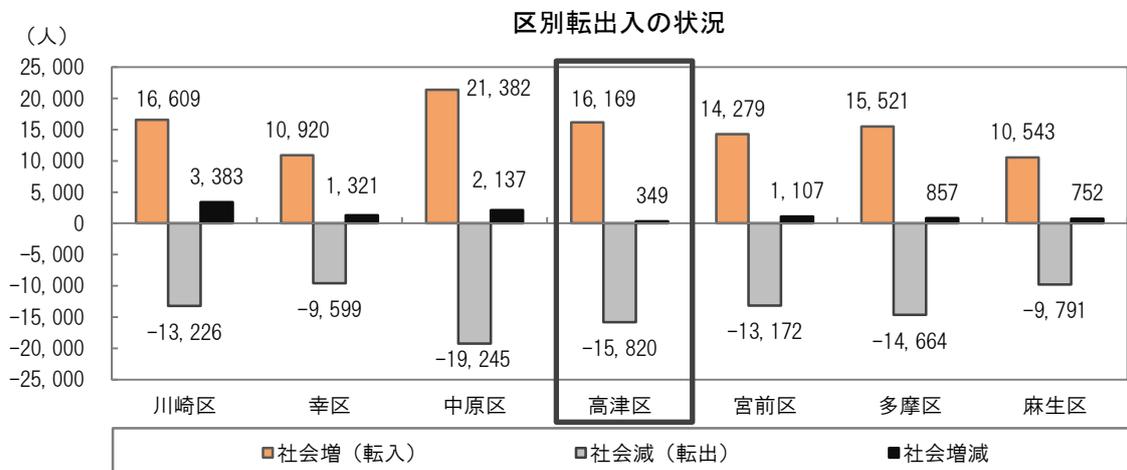
年齢3区分別にみると、生産年齢人口の割合（69.0%）が市全体よりも高く、また、老年人口（65歳以上）の割合（17.8%）は市全体よりも低くなっています。老年人口の割合は低いものの、区の推移をみると年々増加傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

③ 転出入の状況 <1年間で約16,000人が転出入>

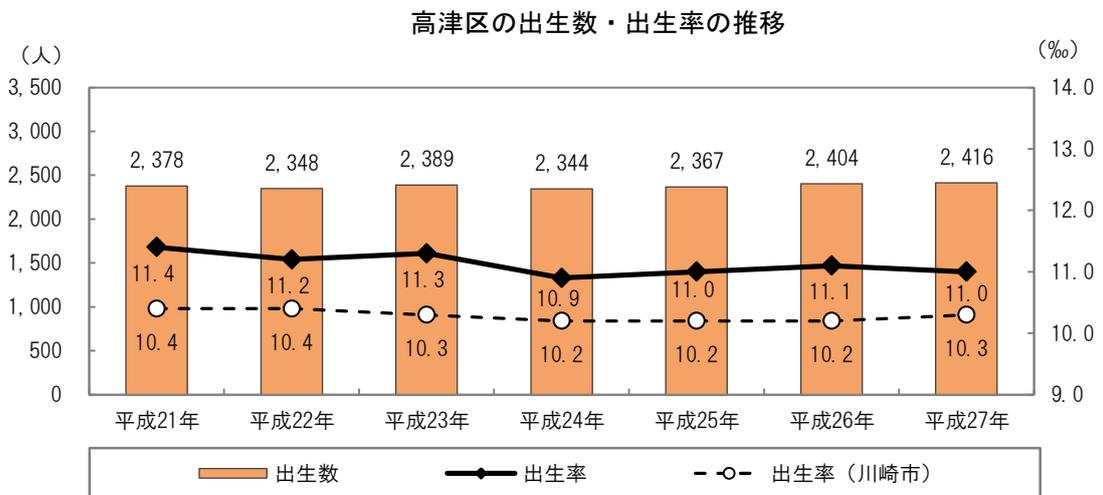
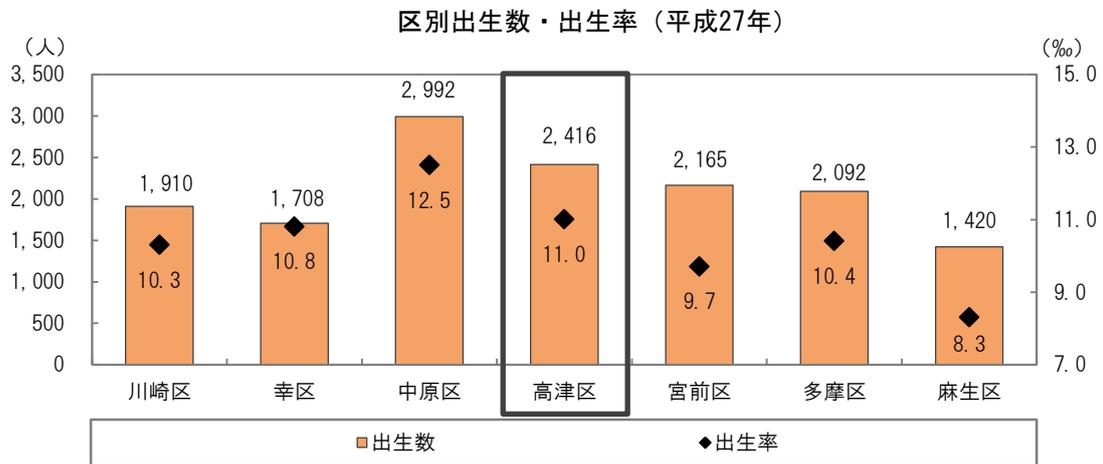
平成27（2015）年10月から平成28（2016）年9月の転出入の状況をみると、1年間で約16,000人の転出入があり、転入が転出を上回っています。



資料：川崎市統計情報「区別月別人口動態」（平成27年10～平成28年9月の合計）
 ※社会増減…住民の社会増（転入）から社会減（転出）を差し引いた人数。

④ 出生数・出生率の推移 <出生数は横ばい>

平成27(2015)年の出生数・出生率は、7区で2番目に高くなっています。区の出生数は2,300人台から2,400人台での推移が続いています。また、出生率は概ね11ポイント台で推移しており、市全体より約1ポイント上回る傾向が続いています。



資料：川崎市健康福祉年報
 ※% (パーミル) = 千分率 (人口千対)

⑤ 児童虐待相談・通告の状況 <件数が増加>

川崎市では、子どもの安全と健やかな成長が守られるよう、平成 25（2013）年4月1日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行され、平成 26（2014）年2月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しています。

児童相談所に寄せられる児童虐待相談・通告件数は、平成 28（2016）年度は 292 件となっており、増加傾向が続いています。

児童虐待相談・通告件数受付状況（児童相談所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成19年度	143	55	55	69	88	43	36	4	493
平成21年度	217	84	95	115	105	74	59	2	751
平成23年度	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320
平成24年度	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
平成25年度	347	164	201	235	245	222	131	31	1,576
平成26年度	423	256	229	270	209	238	149	18	1,792
平成27年度	478	291	280	259	227	228	145	12	1,920
平成28年度	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134

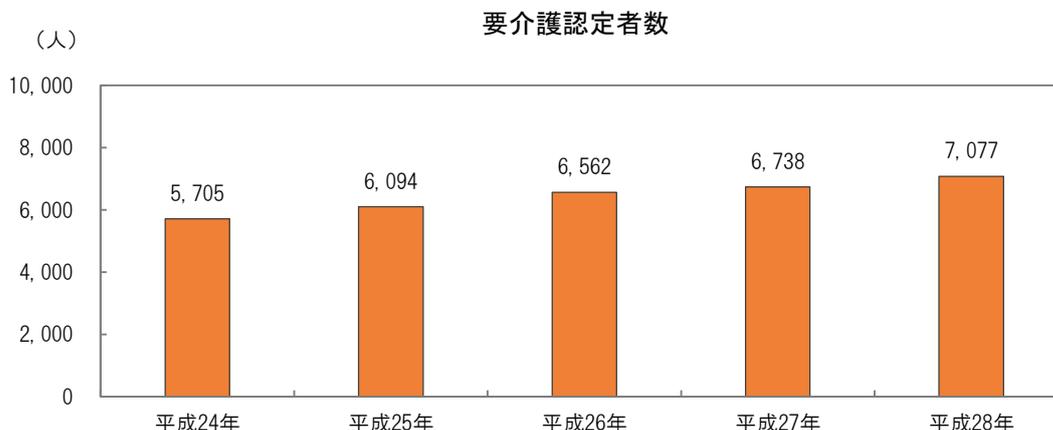
児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
平成26年度	117	82	61	105	64	111	58	598
平成27年度	195	66	52	75	85	97	44	614
平成28年度	243	100	78	91	82	64	83	741

資料：報道発表資料（こども未来局）平成28年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数

⑥ 介護保険の状況 <要介護認定者数が増加>

介護保険要介護認定者数が平成 24（2012）年以降、増加し続け、平成 28（2016）年には 7,077 人となっています。



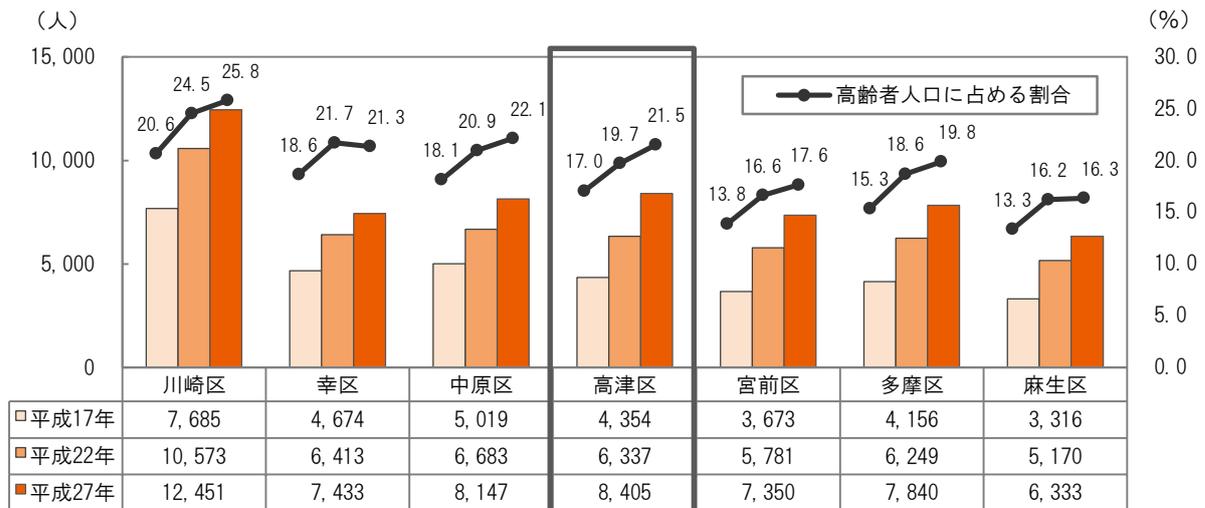
資料：川崎市統計書「介護保険の概況」

⑦ 高齢者の状況 <ひとり暮らし高齢者が増加>

平成 27（2015）年の国勢調査では、高津区は7区で2番目にひとり暮らし高齢者が多く、平成 22（2010）年から 2,068 人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は 21.5%となっており、7区で3番目に高くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成 22（2010）年から 1.8 ポイント上昇しています。

区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

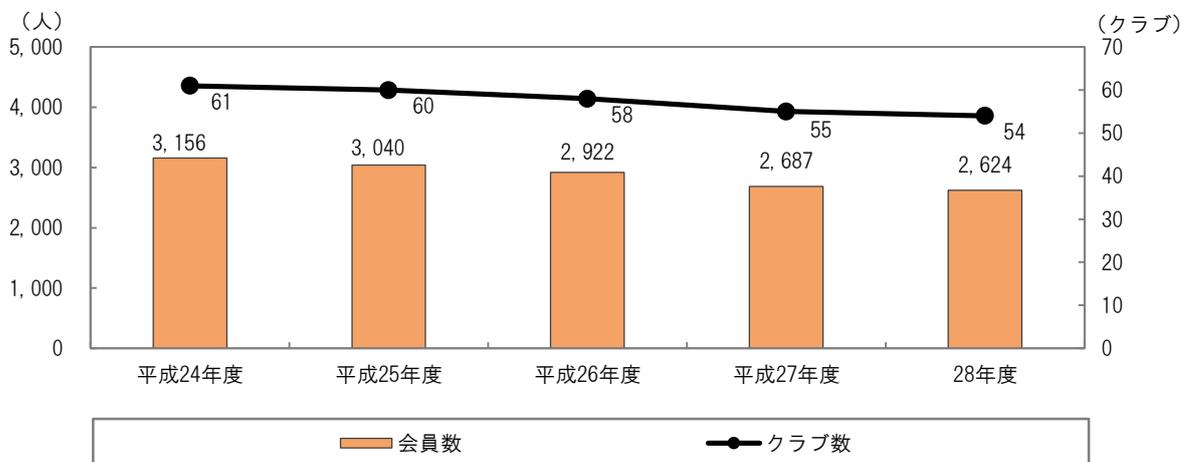


資料：国勢調査

⑧ 老人クラブの状況 <会員数が減少>

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は平成 24（2012）年度の 3,156 人から平成 28（2016）年度の 2,624 人と減少が続いています。

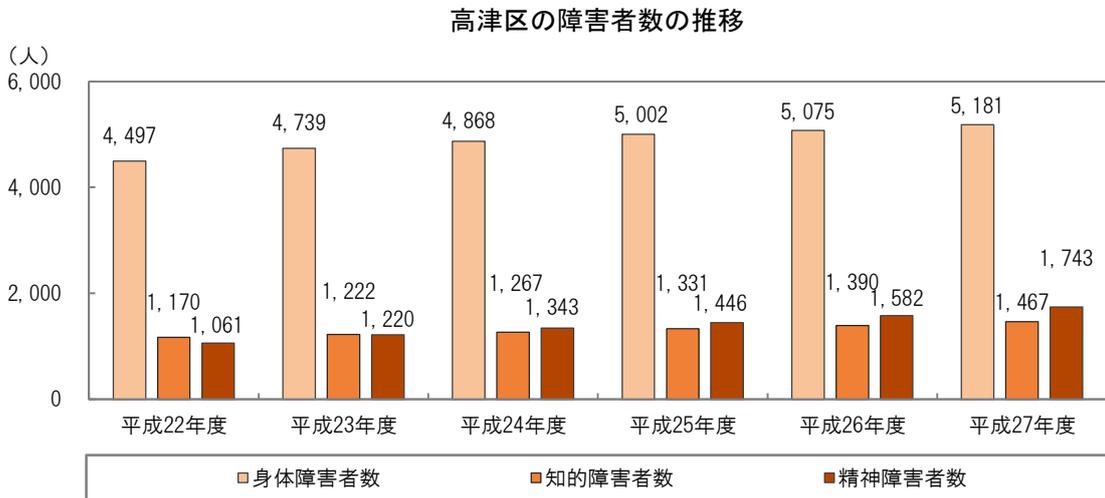
高津区の老人クラブ加入状況の推移



資料：川崎市統計書「老人クラブの状況」（各年度4月1日現在）

⑨ 障害者の状況 <障害者数が増加>

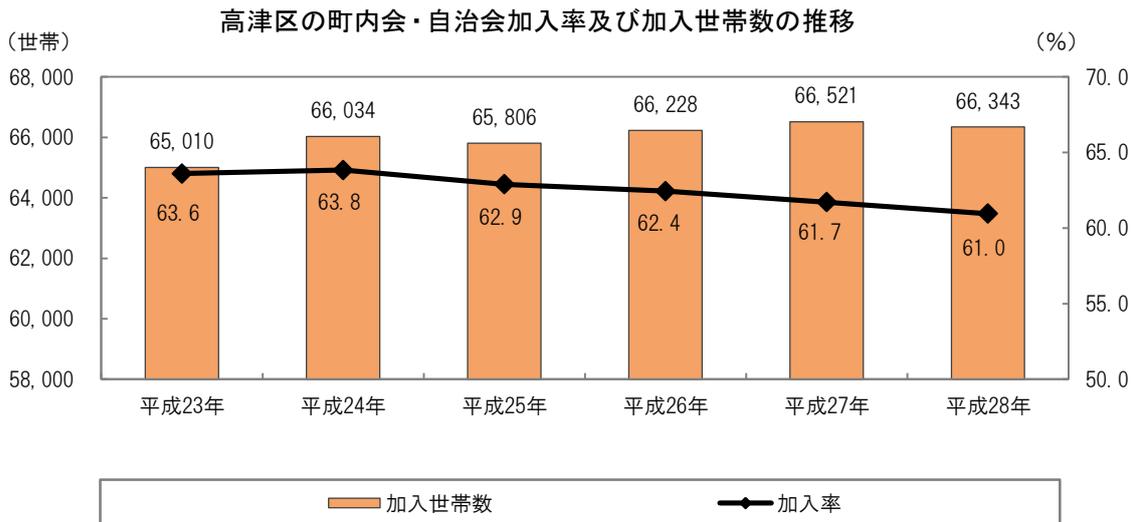
障害者数は、平成 27（2015）年度末で身体障害者手帳所持者数が 5,181 人、知的障害者数*が 1,467 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 1,743 人となっています。身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに増加傾向にあります。



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）
*知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑩ 町内会・自治会の加入率及び加入世帯数 <加入率及び加入世帯数は横ばい>

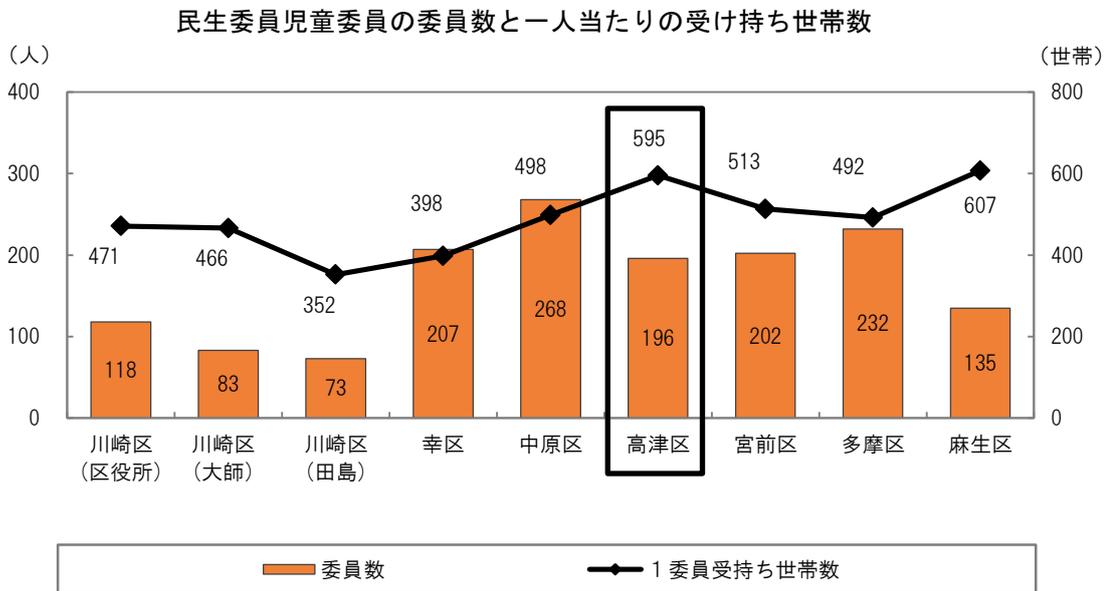
平成 28（2016）年度末現在、107 の町内会・自治会等の住民組織があります。町内会・自治会の加入率及び加入世帯数はおおむね横ばいとなっています。



資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」

⑪ 民生委員児童委員の状況 <受け持ち世帯が市全体より多い>

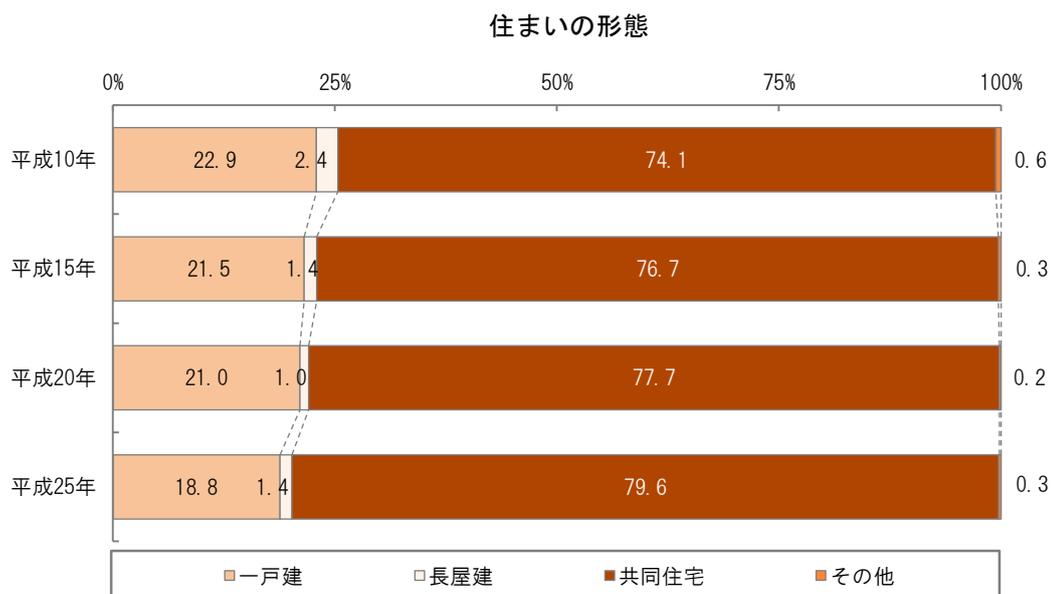
平成28(2016)年4月1日現在の区内の民生委員児童委員は196人で、1委員当たりの受け持ち世帯数は595世帯となっています。市全体の497世帯よりも多く、7区の中で2番目に多くの世帯を受け持ちしています。



資料：川崎市統計書「民生委員・児童委員の概況」

⑫ 住居の状況 <共同住宅に住んでいる人が約8割>

共同住宅が79.6%、一戸建が18.8%となっています。



資料：総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査（平成25年10月1日現在）

(4) 地区別の状況

① 高津地区

地区内の町丁名

宇奈根、梶ヶ谷、上作延、北見方、久地、坂戸、下作延、
下野毛、諏訪、瀬田、久本、二子、溝口、向ヶ丘



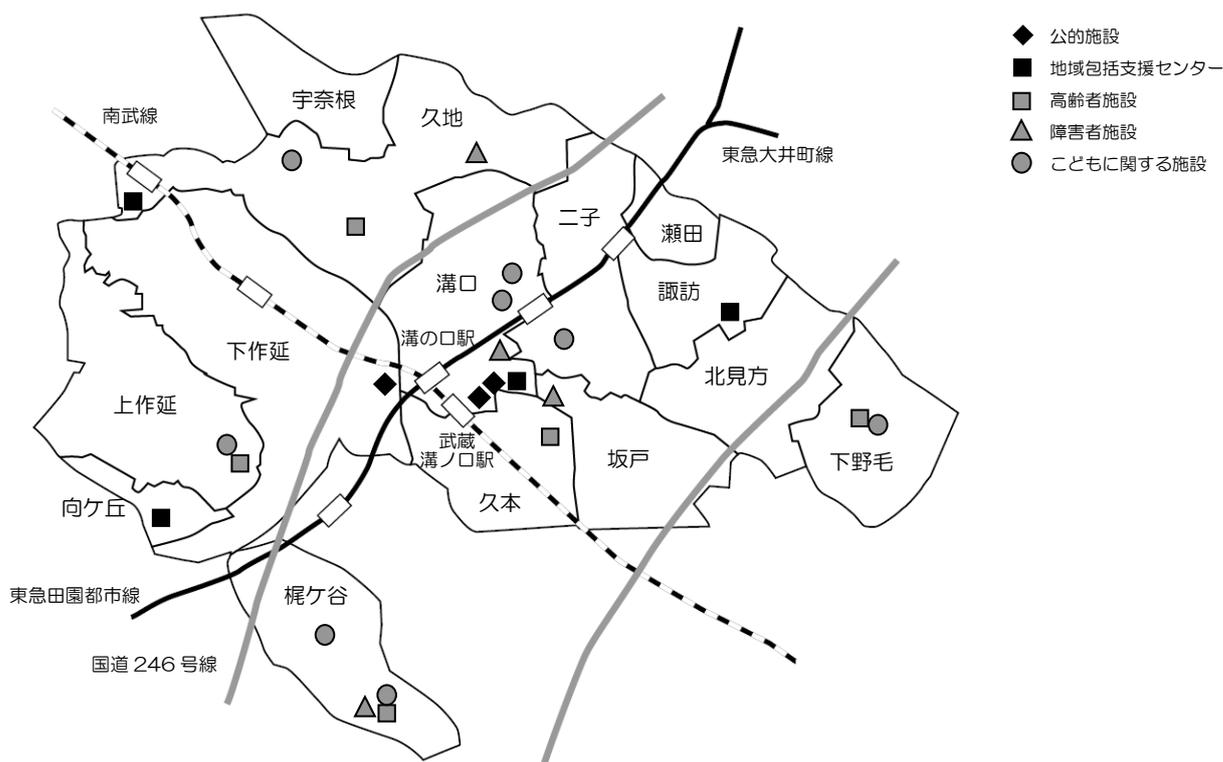
■ 地区の概況

高津地区は、区の北部に位置し多摩川を境に東京都世田谷区と接しています。JR南武線と東急田園都市線が接続する武蔵溝ノ口駅・溝の口駅があり、駅を中心に商業施設が多くあるほか、大山街道や二ヶ領用水久地円筒分水等の歴史的・文化的な資源もあります。

■ 地区データ

人口	132,307 人	0～14 歳人口	17,438 人
世帯数	67,097 世帯	15～64 歳人口	92,908 人
高齢化率(65 歳以上)	16.6%	65 歳以上人口	21,961 人

平成 29 年 6 月末現在



② 橘地区

地区内の町丁名

明津、蟹ヶ谷、子母口、新作、末長、千年、千年新町、野川、久末



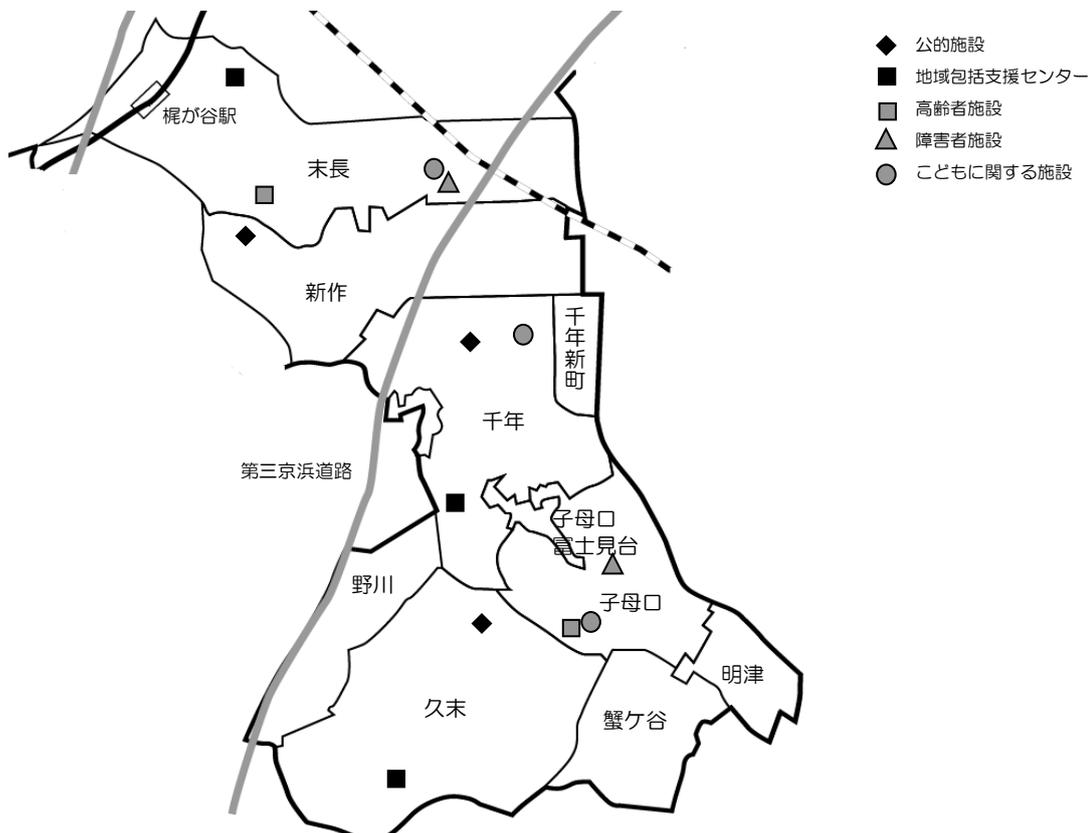
■ 地区の概況

橘地区は、区の南部に位置し南は横浜市港北区・都筑区と接しています。住宅地が広がる一方、農ある風景や丘陵地など自然も広がっています。川崎市初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群たちばなかんがいせきぐんをはじめ、橘樹神社や子母口貝塚等の歴史的な資源も多くあります。

■ 地区データ

人口	94,359 人	0～14 歳人口	13,054 人
世帯数	43,291 世帯	15～64 歳人口	62,813 人
高齢化率(65 歳以上)	19.6%	65 歳以上人口	18,492 人

平成 29 年 6 月末現在



3 アンケート調査の結果

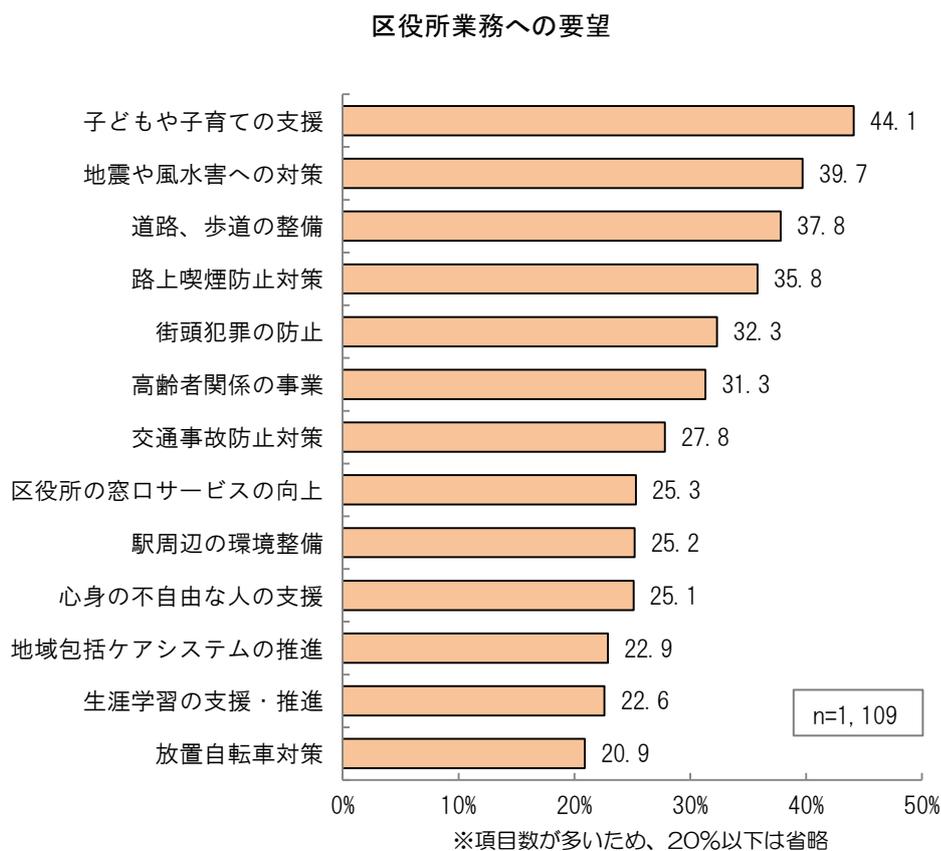
(1) 高津区区民生活に関わるニーズ調査結果

平成28(2016)年10月～11月に行われた「高津区区民生活に関わるニーズ調査」の結果を、地域福祉に関わる「地域におけるつながり」「区からの情報提供」などの視点から見ていきます。

※区内在住の満18歳以上の男女2,000人を無作為抽出し、郵送による配布・回収
有効回収率 55.5%

●区役所業務への希望について

区役所業務への希望について、「子どもや子育ての支援」が44.1%と最も高く、次いで「地震や風水害への対策」が39.7%、「道路、歩道の整備」が37.8%となっています。



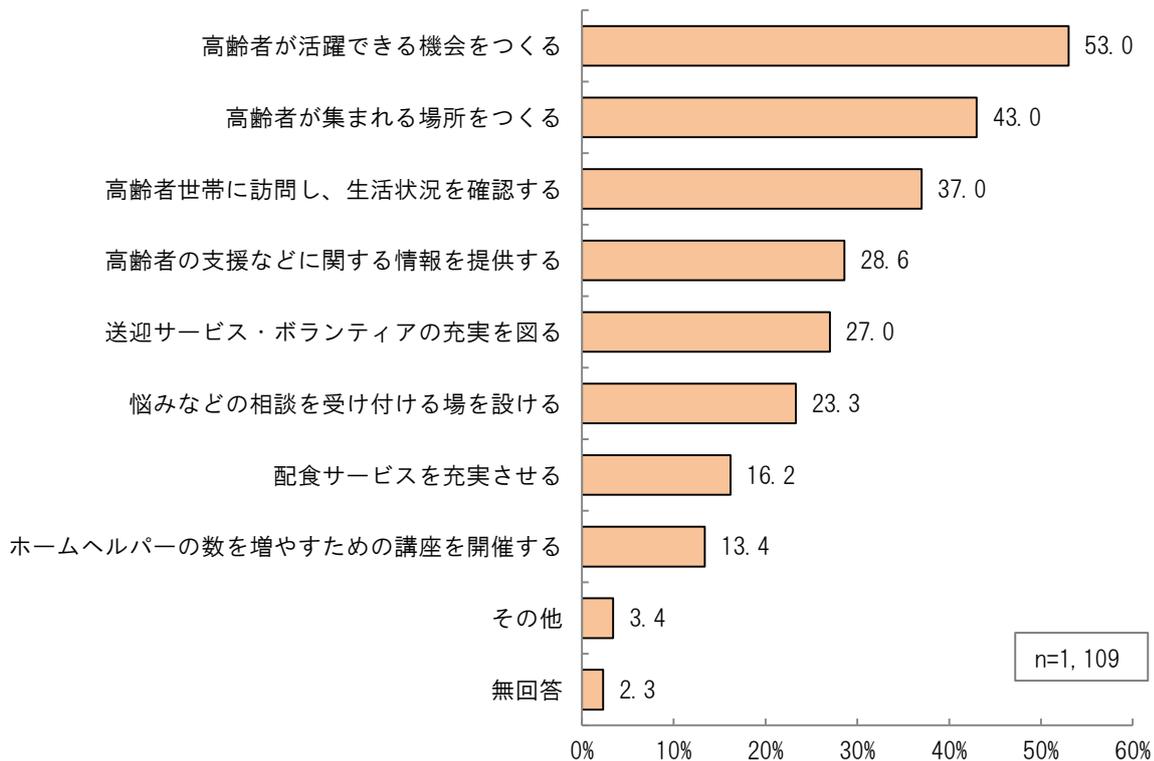
資料：平成28年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●高齢者支援について

高齢者を支援するための手法として、「高齢者が活躍できる機会をつくる」が53.0%と最も高く、次いで「高齢者が集まれる場所をつくる」が43.0%、「高齢者世帯に訪問し、生活状況を確認する」が37.0%となっています。

高齢者の状況把握や、他の人との交流の機会をつくることが望まれています。

高齢者を支援するためにはどのような手法がよいか



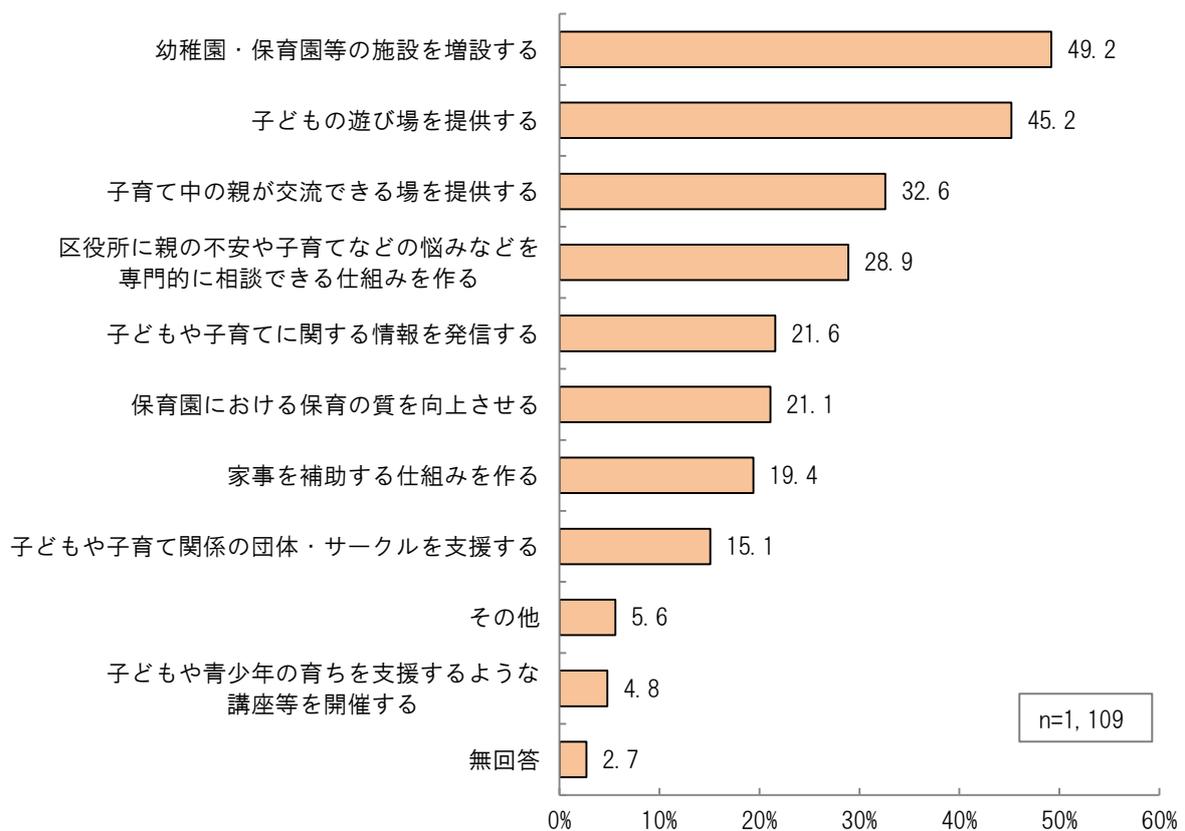
資料：平成28年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●子育て支援について

子どもや子育てを支援するための手法として、「幼稚園・保育園等の施設を増設する」が49.2%と最も高く、次いで「子どもの遊び場を提供する」が45.2%、「子育て中の親が交流できる場を提供する」が32.6%となっています。

子どもだけではなく、その保護者への支援も求められています。

子どもや子育てを支援するためにどのような手法がよいか



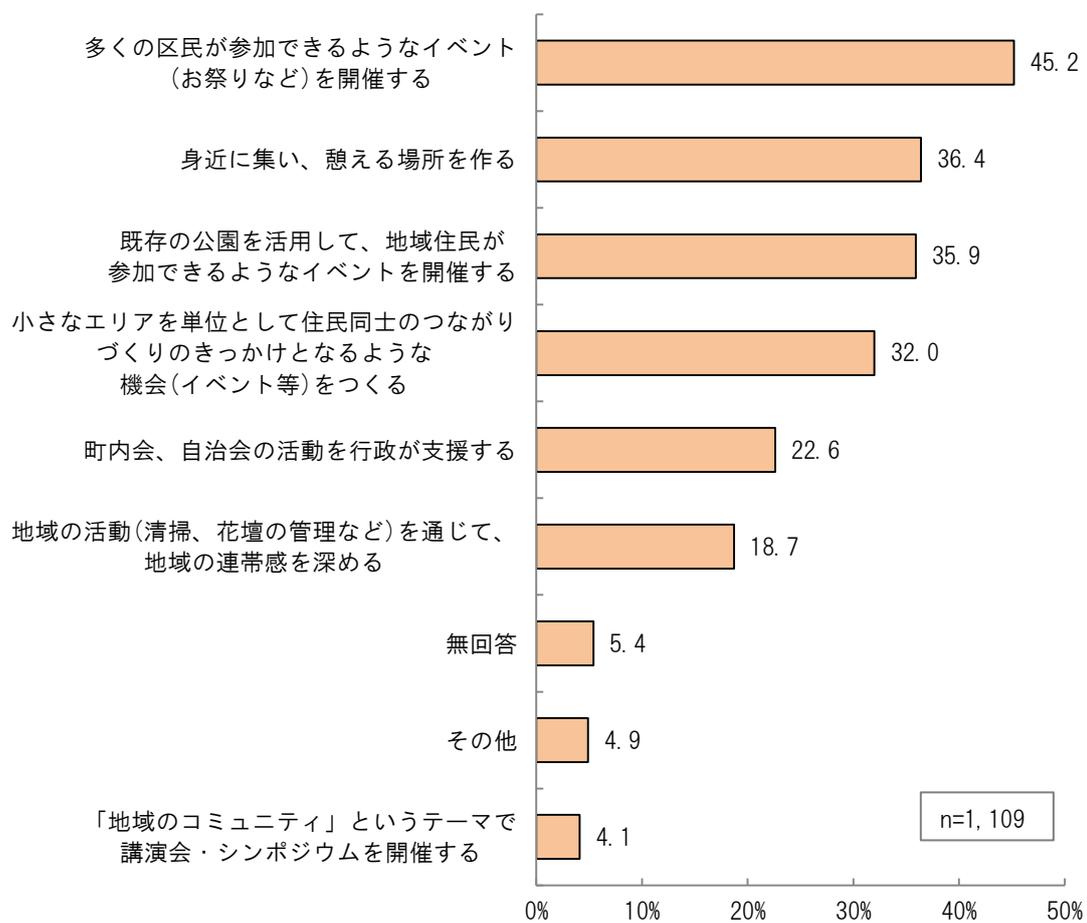
資料：平成28年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●地域住民のつながりについて

地域住民のつながりを深める手法として、「多くの区民が参加できるようなイベント（お祭りなど）を開催する」が45.2%と最も高く、次いで「身近に集い、憩える場所を作る」が36.4%、「既存の公園を活用して、地域住民が参加できるようなイベントを開催する」が35.9%となっています。

つながりを深めることのできる機会や場の提供、自分が住んでいる地域での活動が求められています。

地域の住民同士のつながりを深めるにはどのような手法がよいか



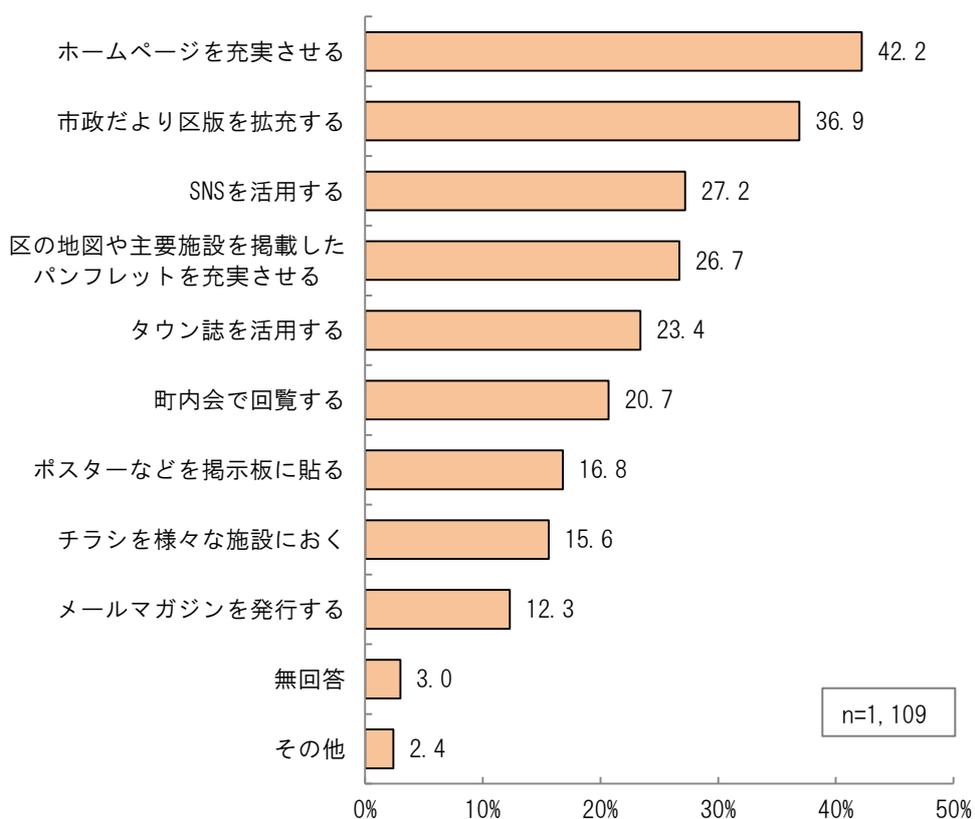
資料：平成28年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●区からの情報提供について

区の情報を提供するための手法として、「ホームページを充実させる」が42.2%と最も高く、次いで「市政だより区版を拡充する」が36.9%、「SNSを活用する」が27.2%となっています。

様々な媒体を通じて情報を伝えることで、情報提供の充実を図ることが望まれています。

区の情報を提供するためにはどのような手法がよいか



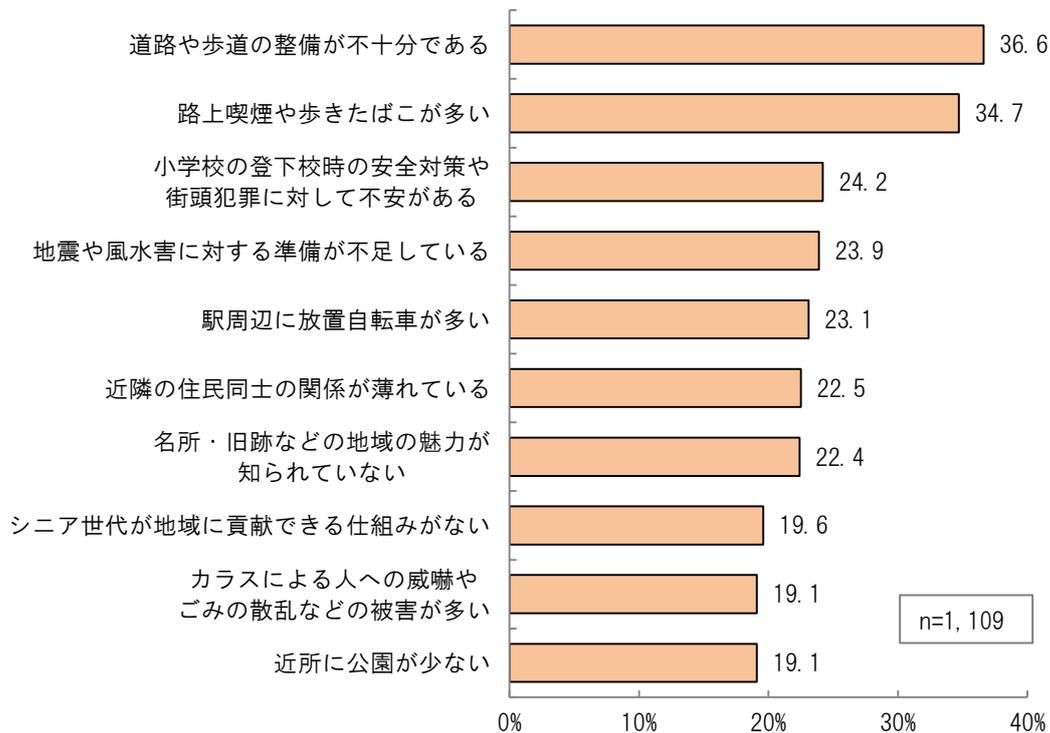
資料：平成28年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●まちの課題・問題点について

まちの課題・問題点として、「道路や歩道の整備が不十分である」が36.6%と最も高く、次いで「路上喫煙や歩きたばこが多い」が34.7%、「小学校の登下校時の安全対策や街頭犯罪に対して不安がある」が24.2%となっています。

道路・歩道の整備や歩きたばこ対策といった、路上の環境に対する不満が見られます。また、登下校時の安全対策や地域コミュニティの活性化への対応も求められています。

まちの課題・問題点と思うもの



(2) 第4回川崎市地域福祉実態調査（高津区集計）の結果

平成28(2016)年10月～12月に行われた「第4回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」と「地域福祉活動に関する調査」の高津区の集計結果からは、「高津区区民生活に関わるニーズ調査」結果と同様の地域のつながり、高齢者、子どもに対する意見に加えて、地域の防犯・防災や、情報、相談に対する意見も見られます。

※地域の生活課題に関する調査：市内在住の満20歳以上の男女5,950人（各区850人を基本）を無作為抽出し、郵送による配布・回収
有効回収率 38.9%

※地域福祉活動に関する調査：市内で地域福祉活動を行う団体等504団体を抽出し、郵送による配布・回収 有効回収率 75.1%

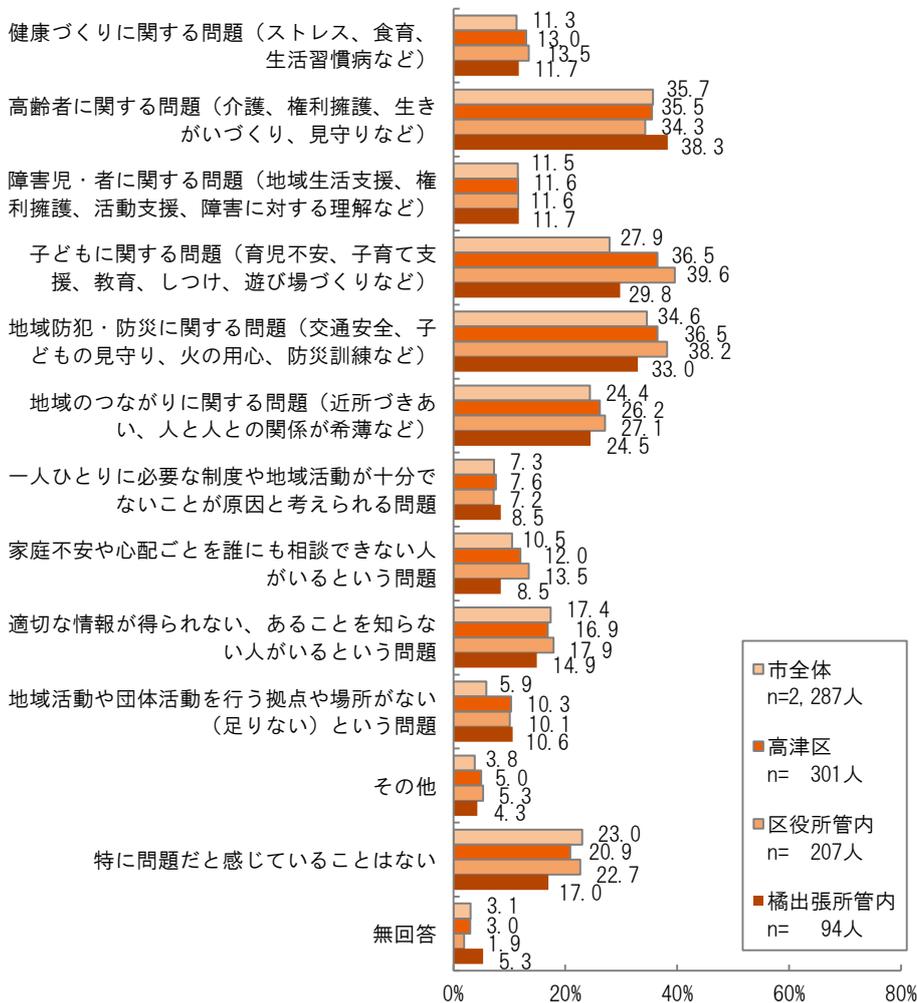
① 地域の生活課題に関する調査

● 「地域」で問題だと感じていること

地域の問題について、高津区全体では「子どもに関する問題」、「地域防犯・防災に関する問題」が36.5%と最も高く、いずれも市全体より高くなっています。

また、地域のつながりを深める取組が望まれています。

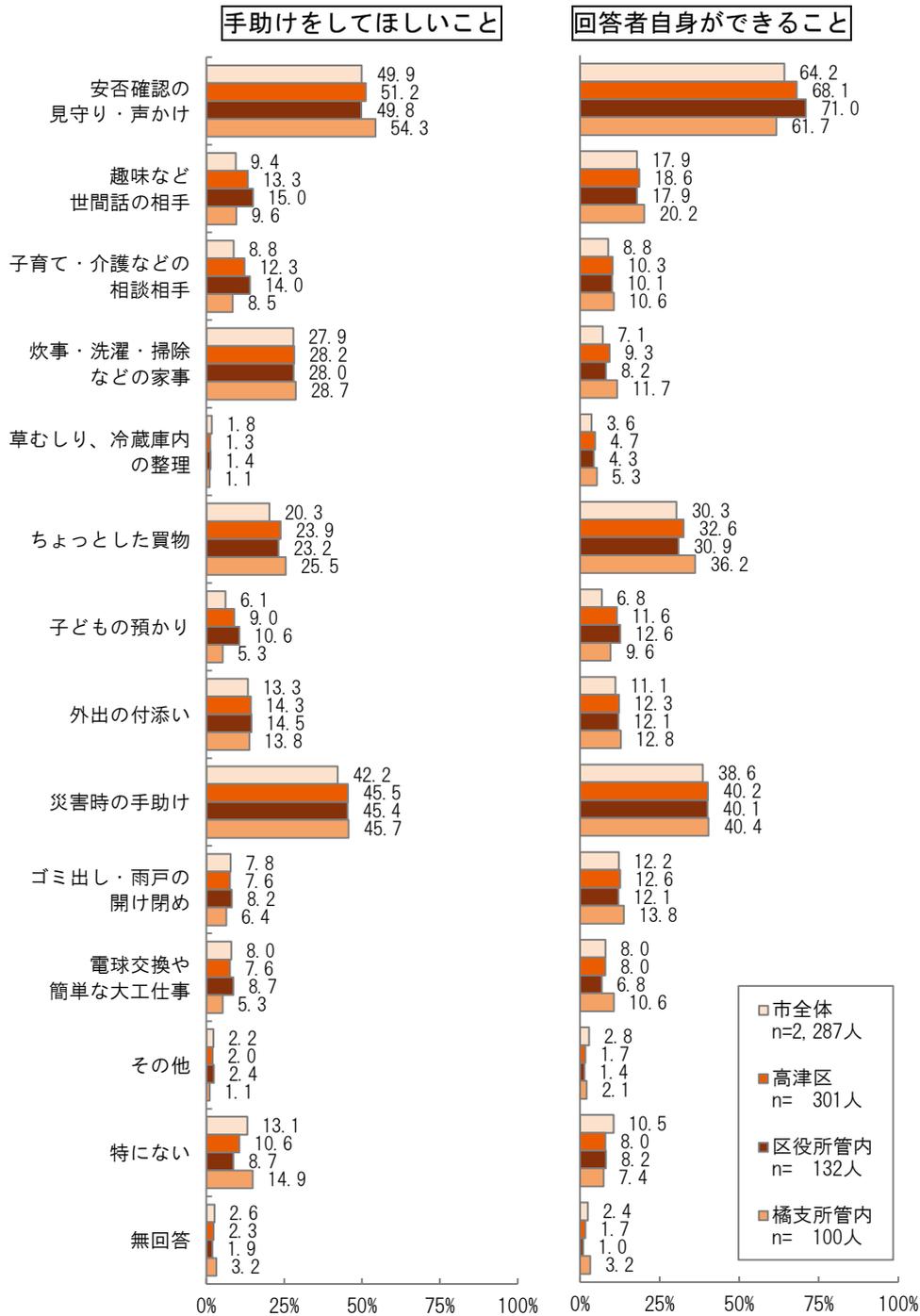
「地域」で問題だと感じていること



●地域の支え合いとして、手助けをしてほしいこと、自分ができること

「安否確認の見守り・声かけ」が、手助けをしてほしいことで51.2%、自身ができることでも68.2%と、いずれも最も高くなっています。

区民が共に支え合えるように、交流の機会や活動のきっかけの提供に取り組むことが求められています。

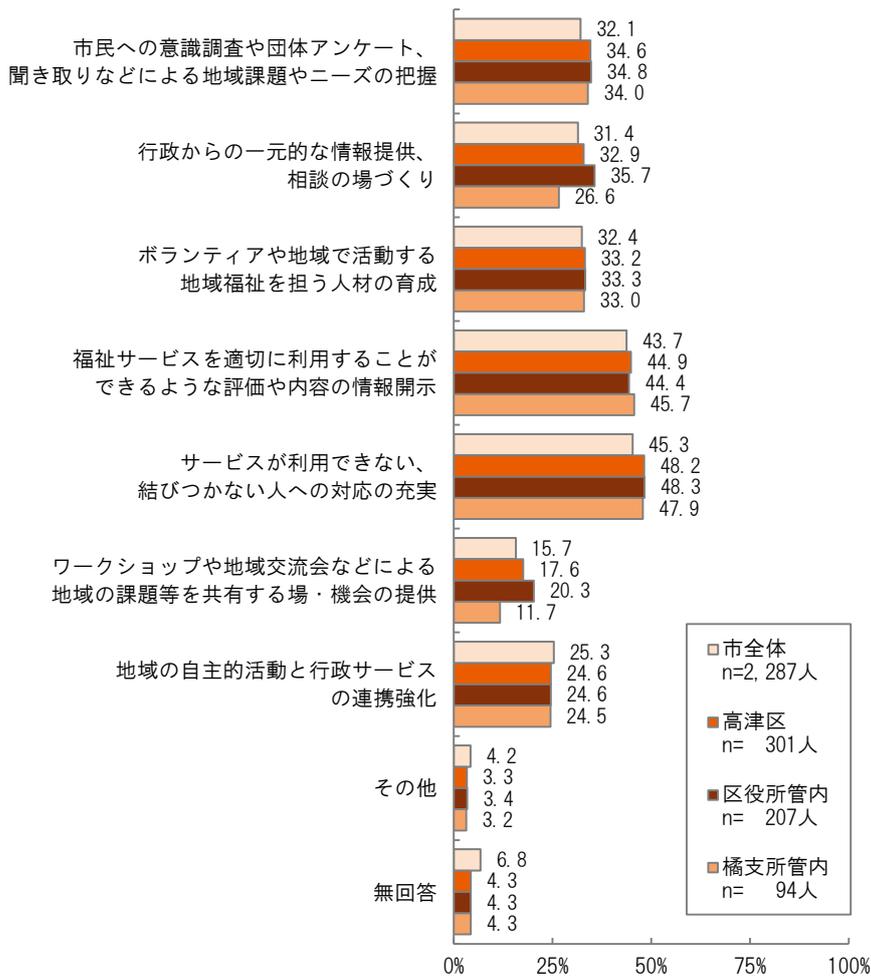


●地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと

「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が48.2%で最も高く、次いで「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」(44.9%)となっています。

区民がサービスを十分活用できるような情報提供や相談体制が求められています。

地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと

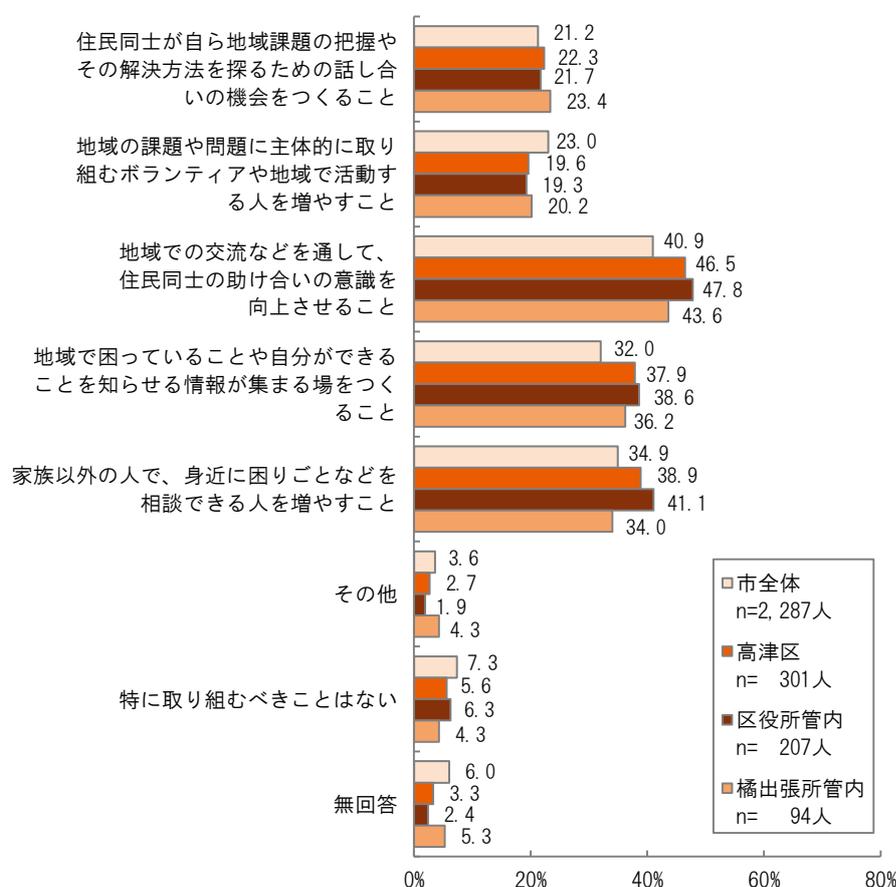


●地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと

「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が46.5%で最も高く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」(38.9%)、「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」(37.9%)となっています。

区民が共に支え合うことができるよう、いきがいつくりや活動・交流の機会の提供に取り組むことが求められています。

地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと



② 地域の生活課題に関する調査（自由回答より）

自由記述においては、子育て環境への不満、高齢化への不安、地域のつながりの希薄化への問題意識などが見られます。地域のコミュニティづくりを推進することにより、これらの課題を解決することが求められています。また、適切な情報が得られないという情報伝達の問題も見られます。ネットの普及の一方、苦手とする人もいることから、出来るだけ多様な経路で伝達することや、相談窓口の充実などが求められています。

●子どもに関する問題

- 安全な遊び場がない。子どもを1人で歩かせられない。
- 子育て支援が充実していない。
- アパート・ワンルームマンションがふえ、子どもの遊び場がなくなり、住んでいる人のつながりが希薄になっている。
- 子育て支援に関する情報を得ようと検索するが、なかなかWebで必要な情報にたどりつかない。高津区、川崎市のホームページが見つらい。土日に夫婦で参加できる公でやっている子育て支援関係の催しが皆無。
- 遊ぶ場所でさえ気を使わなくてはならないので楽しめない。子どもも色々注意されるので家で遊ぶことを好むようになってしまう気がする。不審者情報をもっと広域に伝えて欲しい。

●地域防犯・防災に関する問題

- 防災訓練に参加した事がない。
- 町全体が暗い。

●高齢者に関する問題

- 周りに高齢者が多い又は体調を理由に自治会の仕事への参加者が少なく困っている。
- 一人暮らしの方がたおれた時、助けられない。（鍵を開けられない場合がある。）
- 70代となり、買物・通院・お出かけに20～30分要し、先々車も使えなくなり、生活が出来なくなるので、5分以内にすべてが揃う住み家として転居した。しかし5～10年もすれば自力での生活も困難となり、不安である。市としての支援が見えてこない。
- 町内会自体が高齢化し、現在、町会の中と青年部の確立を検討中です。

●地域のつながりに関する問題

- 団塊の世代が70代を迎えようとしている現在、周りを見るとあまりにも地域や社会とつながりを持ってない人が多い。（高齢者）特に男性。
- 外に出て働く人が多く昼間家にいる人が少なく、家の廻りで昔は世間話などしたが、今は家の外に出て話す人がなく家の中に入って近所づきあいが少なくなっている。

- 自分のマンション以外の方と話すきっかけがない。また、あいさつしても返してくれない方が多い。
- 子どもが一人でおつかいに出ても安心安全のように、ご近所の人達を知り、知ってもらいたい。地震などの災害時にお互い協力し合えるような絆や団結。このような価値感の共有。
- そもそもどのような人がどこに住んでいるかわからないし、逆に交流しづらい状況にあるため、つながりを強化しづらい。
- 一人暮らしでは、なかなか、近所づきあいができない。挨拶はしたいが、恐くも感じてしまう。
- 集合住宅が多くなっているのに、出入りがはげしく、自分の隣の方がどういう方が判らない。
- 団地住まいですとなかなか親密に話す機会が無い。顔を合わせたら出来るだけ色々話す様心掛ける。

●適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題

- お祭などは掲示板にお知らせ等貼られていて分かっているが、その他行事、活動については、分からない。
- ボランティアに参加したいが、どこへ行けば、ボランティアを必要としているか、分からない。
- 育児の不安などは、支援センターに行ってみてくださいと言われましたが、どこにあるのか、どんな取り組みがあるのかを教えてくれなかった。そんなところにわざわざ時間を作って行こうとは思えません。結局、そういう施設があっても、あまり意味がないように思います。
- ネット社会だが人によっては情報収集できない環境である。
- 地域内の活動内容、取り組み方法等が解らない。
- 町内会・自治会による情報において、どのようなことが行われているのか、市町村内での交流、イベントなどが行われているのかが、提示板でしか見ることができない。

●地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない（足りない）という問題

- 地域課題に対してボランティア団体を作っても近くに行く場所や受け入れてくれる会場が無い。又、活動を広めていく為の行政支援や制度が限られている。
- スポーツ団体活動をする場所が足りない。学校の施設開放は、その学校により基準が違い、新規の申請をしても受け入れてもらえない状況。
- 健康体操やコミュニティに参加したが、ほとんど遠くて行きにくい。

●家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題

- 心配ごとに関しては、一人で抱えこんでしまうという例が多いため、ここをどのように改善していくかが問題であると思う。

●健康づくりに関する問題

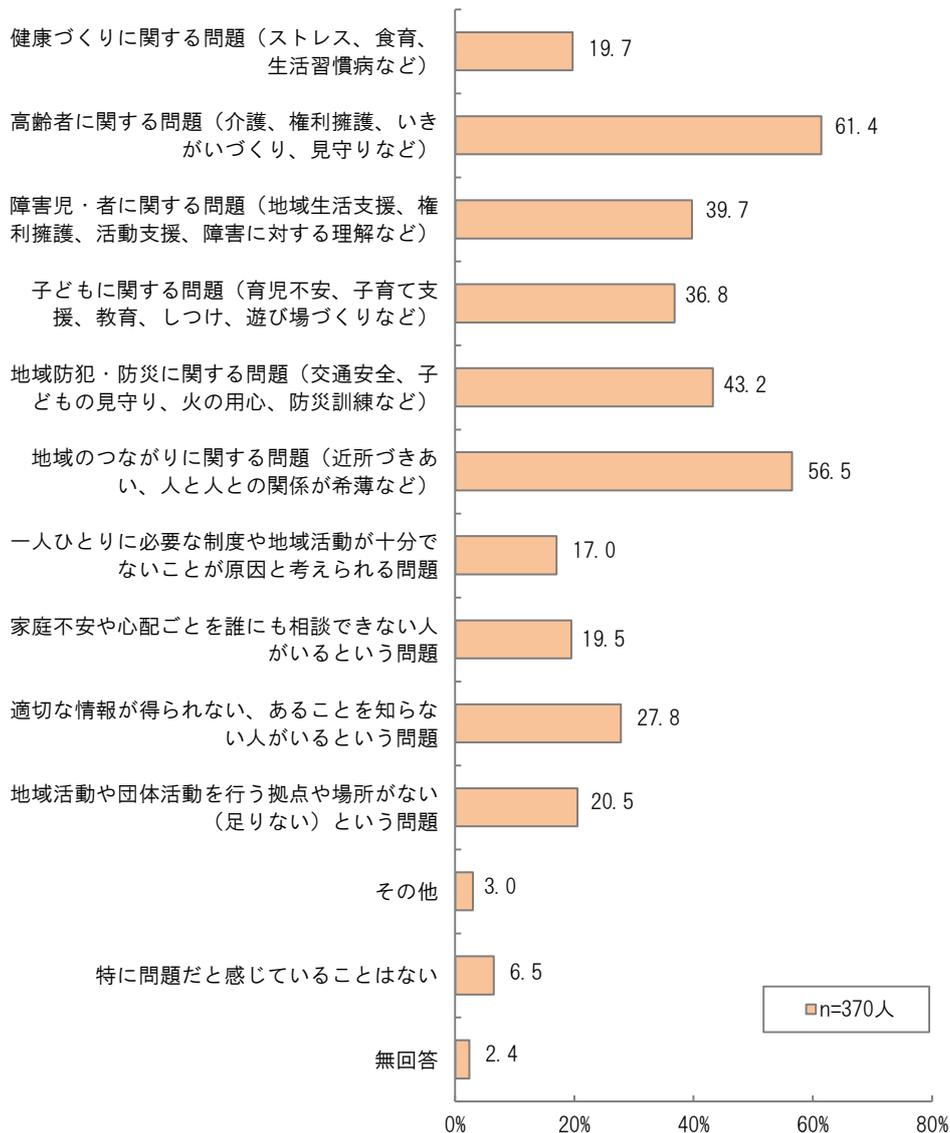
- 一般に運動不足の方が多いと思われます（家に閉じこもり）その為、人と人との交流が薄れてストレスが溜り、精神的に参る人が数多く居ると思います。一般的に食欲も減り、病気がちに成り易い。区域にレクリエーションの場が欲しいと思う。
- 高齢者で、まだ問題にならない年の人達が健康にすごす為の集まる所、そんな場所が少なく感じる。

③ 地域福祉活動に関する調査

● 地域福祉活動を行う団体等からみた、「地域」で問題だと感じていること

地域福祉活動を行う団体等からみた地域における問題点として、「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」が挙げられており、取組が求められています。

地域福祉活動を行う団体等からみた、「地域」で問題だと感じていること



4 第4期計画の振り返り

基本目標1 子どもを健やかに育むまち

●主な取組

- 子育て世帯の方が安心して子どもを育てることができるよう、乳幼児健康診査等の機会を捉えて、育児についての各種相談事業を多職種が連携することによって実施しました。
- 地域とのつながりをつくるために「こんにちは赤ちゃん訪問」や「転入者交流会」を実施することにより、子育てに関する不安感や孤立感の軽減を図りました。
- 貧困の連鎖の歯止めを目的に被保護世帯の子どもを対象に学習支援を行うとともに、居場所づくりを行いました。
- 子育て中の親の立場に立った、より身近な子育て情報を提供できるように、「ホッとこそだて・たかつ」の紙面の充実や「かわさき子育てアプリ」など SNS を活用した子育て情報の発信を行いました。

●課題

- 育児不安が解消できるよう、情報提供や相談支援体制の充実、交流や支援の場づくりが必要です。
- 子どもと保護者が多様な人と交流したり、様々な体験を重ねることができる機会の提供が必要です。

基本目標2 高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

●主な取組

- 地域ケア推進会議を通して、地域の関係機関や団体が高齢者に関する地域の課題を抽出し、情報交換を行いました。
- 民生委員児童委員、老人クラブ、町内会・自治会に加え、民間業者とも連携しながら、地域全体で高齢者を見守る活動を推進しました。(新たに6事業者が活動に参加)
- 地域自立支援協議会の開催を通して障害者を支えるネットワークづくりや理解を深めるための講演会などを行いました。
- 「高津公園体操」を地域の団体と連携して実施場所を30箇所から37箇所に増やし、地域への広がりを進めました。

●課題

- 超高齢社会に向けて、高齢者が安心して暮らせるよう、地域で見守り、支え合う仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 障害者が安心して暮らせるよう、障害及び障害者への理解を深めていく必要があります。

基本目標3 交流・ふれあい・支えあいのあるまち

●主な取組

- 地域で活動している団体と地域住民が、地域活動の紹介を通じて地域について一緒に考えあう交流会を開催しました。
- 地域活動の現地取材を活動団体同士で行うことで、団体交流の場を提供するとともに取材結果をホームページに掲載することで、区民へ地域福祉活動を紹介しました。
- 安全・安心なまちづくりを目指して、自主防災組織の支援をしたり、防犯パトロールなどを行ったりすることで、防犯意識の向上に努めました。
- 地域の団体やボランティアへの活動支援・育成を目的として、地域福祉活動の情報を把握してホームページに掲載したり、子育てボランティア、運動普及推進員や食生活改善推進員の養成を行ったりしました。(149人養成)

●課題

- 毎年多くの方が転入しているため、新たに高津区に移り住んだ方と、高津区で生まれ育った方が交流を深められるような取組が必要です。
- 地域福祉活動に新たな担い手を取り込んでいけるよう、幅広い対象への働きかけの工夫が必要です。

5 アンケート調査結果、振り返り等から見えてきた課題

●アンケート調査結果、振り返りから見えてきた課題

<地域のつながりづくり>

少子高齢化や、核家族化、ひとり暮らし高齢者の増加といった世帯規模の縮小化、地域住民相互のつながりの希薄化が進む中、地域で助け合い、支え合える関係づくりや仕組みの構築がますます重要となっています。

<情報提供、相談支援体制の充実>

様々な事情から相談窓口やサービスにたどり着かず、支援に繋がらないケースがあります。多様な媒体による情報提供や、より相談しやすい体制を推進する必要があります。

<新たな担い手の育成>

地域活動における負担が一部の人に集中し、またその担い手が高齢化しています。従来から活動を担っていた人材に加え、地域福祉を担う新しい人材の掘り起こしと育成を進める必要があります。

<健康寿命の延伸>

今後の超高齢社会を見据えて、健康づくりの一層の推進を図り、健康寿命を延ばす取組が必要になります。

●2025年を見据えた課題

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。そのような中、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

また、地域における生活課題は、少子高齢化、家族の縮小化、地域のつながりの希薄化など様々な要因が重なり複雑になっており、それに伴い既存の制度、サービスでは対応が難しい「制度の狭間」の課題が発生しています。この様な課題に対応するためには、高齢者・障害者・子どもといった各分野の取組が地域を基盤に横断的に繋がり、連携して対応できる体制づくりが必要です。

本市においては「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、子ども、高齢者、障害者を含めた全ての地域住民を対象とした、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していますが、地域福祉計画においてもそのような取組を盛り込んだ計画策定を行い、より一層体系立てて取組を推進していくことが求められています。

高津区の地域福祉推進の取組

第2章

1 高津区がめざす地域福祉計画

(1) 理念

「区民がともに支え合い 安心して暮らせるまち高津の実現」

～高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして～

少子高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

高津区においても現在は全市平均と比較して老年人口の割合は低いものの、今後急速に高齢化が進むことが予想されています。また毎年多くの方が転入されていますが、転入者に占める子育て世帯の割合は全市平均よりも高くなっています。そのような中、子育て世帯やひとり暮らし高齢者の孤立等、地域の福祉課題が顕在化しています。誰もが安心して暮らし続けるためには、医療、看護、介護、福祉、生活支援などの多様なケアを提供するための仕組み（地域包括ケアシステム）を、高津区の特性に合わせながら構築する必要があります。

高津区ではこれまで第1期から第4期までの地域福祉計画を策定し、地域の皆さんと一緒に多様な生活課題に取り組んでまいりました。これからも、高津区で安心して暮らし続けていくためには、多くの地域活動が行われているという特性を伸ばし、声かけや見守り、ちょっとしたお手伝いなどができる、地域のつながりや支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

高津区地域福祉計画とは、区民がともに支え合い、安心して暮らせるまち高津の実現を目指し、地域住民と関係団体、行政、事業者等が連携して地域の福祉課題の解決に取り組む計画です。



(2) 基本目標

高津区の現状を踏まえ、第5期計画では地域福祉の課題に対して、次のような視点から取組を進めます。

1 区民が主役の福祉の地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、まず住民ひとりひとりが健康でいきいきと生活できなければなりません。また、地域活動に積極的に参加し、その活動を通じて地域でのつながりを広げていくことは、いきがいをもって暮らし続けることにもつながります。

基本目標1では区民のみなさんが主役となって地域づくりができるように、ひとりひとりの健康づくり・いきがいつくりや積極的な地域活動を推進します。

2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供

住みよい地域づくりのためには、行政からニーズに応じたサービスが提供され、支援を受けられることも必要です。

基本目標2では、保健・医療・福祉の制度情報や身近な地域に関する情報をわかりやすく提供するほか、子ども、高齢者、障害者等のさまざまな相談支援体制の構築、地域福祉の担い手の養成、生活困窮者への支援に取り組みます。

3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり

日々の暮らしの中では周囲の助けが必要となることがあります。支援が必要な時に必要な人に適切な支援を行うことができるような仕組みづくりが求められています。

基本目標3では、地域の見守り、支えあいを推進し、安心して暮らすための適切な支援が行えるような仕組みづくりを行います。また、災害時の支援体制も充実させます。

4 多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進

地域包括ケアシステムを構築するためには、区民・事業者・行政が日頃から顔の見える関係をつくり、地域の課題を共有し、一体となってその解決に取り組んでいくことが必要です。

基本目標4では、保健・医療・福祉の分野の連携や、区民・事業者・行政など多様な主体の協働・連携を推進します。

また、住民主体の地域福祉を推進している高津区社会福祉協議会とより連携を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。



助けられ上手になろう

困っているとき、助けてほしいとき、ご近所の人や知り合いに「助けて！」と言えますか？

相談したくても、「相手に迷惑がかかるかも・・・」「プライベートなことを知られるのはちょっと・・・」と中々抵抗があるかもしれません。

でも実は「言ってくれば助けられるのに・・・」と周囲の人が思っているかもしれません。ちょっと困っていることならまだいいかもしれませんが、積み重なって本当に助けが必要な時にSOSが出せないこともあるかもしれません。

ちょっと困っているときから、思い切って周囲に相談してみましょ。そして今住んでいる地域にちょっと関心をもってましょ。ほんの小さなつながりが大きな助け合いの輪につながる第一歩となるはずです。

参照：住民流福祉総合研究所 <http://juminryu.web.fc2.com/>

(3) 事業体系一覧表

高津区の現状や生活課題を踏まえ、計画の理念と4つの基本目標のもとに、以下の具体的取組を進めます。

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組名	掲載ページ
区民がともに支え合い 安心して暮らせるまち高津の実現〜高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして〜	1 区民が主役の福祉の地域づくり	① 健康づくり・いきがいづくりの推進 ★重点項目★	1 若年世代からの健康づくりの推進	67
			2 妊婦の食生活改善の取組の推進	67
			3 がん検診・特定健診等の普及啓発	68
			4 地域での各種出前講座の開催	68
			5 高津公園体操の推進	68
			6 介護予防活動の推進	68
		② 活動・交流の場づくりや機会づくり ★重点項目★	7 転入者子育て交流会の開催	70
			8 父親の育児参加の促進	70
			9 各種教室における母親同士の交流の促進	70
			10 子育て支援講座の開催	71
			11 夏休み親子健康教室の開催	71
			12 木育事業の実施	71
			13 高津区子どもフェア等子どものための行事の開催	71
			14 親子運動会の開催の支援	72
			15 シニア世代等を対象とした事業の開催	72
			16 障害者の社会参加に関する学習機会の取組	72
			17 うつ・とじこもり等に関する各種講座の開催	72
			18 こころのバリアフリー事業の推進	73
			19 行事の開催を通じた交流や情報発信	73
			20 地域マネジメントの推進	73
		③ 地域活動への参加の促進	21 認知症カフェやコミュニティサロンへの支援	75
			22 町内会・自治会加入促進パンフレットの配布	75
			23 区内で地域活動をするグループや団体に関する情報の提供	75
			24 地域コミュニティ施策推進事業	75
		④ 地域福祉活動の活性化	25 子育てサロン事業実施への支援	77
			26 子育てグループ育成事業・支援事業の実施	77
			27 健康づくり活動グループへの支援	77
			28 地域の介護予防活動やミニデイ等への支援	78
			29 老人クラブ、友愛チームによる地域活動への支援	78
			30 介護者家族会への支援	78
			31 市民活動支援ルームによる活動支援	78

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組名	掲載ページ
区民がともに支え合い、安心して暮らせるまち高津の実現 高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして	2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供	① 情報提供の充実	32 子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」(冊子・ホームページ)による情報発信	79
			33 地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供	79
		② 相談支援体制の充実	34 乳幼児健康診査等における相談実施	80
			35 乳幼児のための各種相談事業の実施	80
			36 児童家庭相談の充実	80
			37 地域包括支援センターでの相談支援	81
			38 障害者相談支援センターでの相談支援	81
			39 一般精神保健相談・老人精神保健相談の実施	81
			40 市民の衛生的な住環境の相談・支援	81
		③ 地域福祉の担い手の養成	41 こんにちは赤ちゃん訪問員の養成	82
			42 すくすく子育てボランティアの養成と活動支援	82
			43 健康づくりボランティアの養成と活動支援	82
	44 食生活改善推進員の養成と活動支援		82	
	45 認知症に関する各種講座の開催		83	
	④ 生活困窮者への支援の推進	46 学習支援・居場所づくり事業	83	
	3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり	① 地域の見守り、支え合いの推進	47 見守りのネットワークの推進	84
			48 徘徊高齢者SOSネットワーク事業の推進	84
			49 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進	84
		② 安心して暮らすための支援	50 成年後見制度への対応の実施	86
			51 放置自転車への対策の実施	86
52 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施			86	
53 多文化共生の推進			86	
③ 虐待への適切な対応の推進		54 高津区要保護児童対策地域協議会実務者会議を通じた取組の推進	87	
		55 虐待相談支援の実施	87	
④ 災害時の支援体制の充実		56 自主防災組織への支援	88	
		57 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化	88	

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組名	掲載ページ
区民がともに支え合い、安心して暮らせるまち高津の実現 高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして	4 多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進	① 保健・医療・福祉の連携	58 高津区在宅療養推進協議会との連携	89
			59 在宅医療の普及・啓発	89
		② 区民・事業者・行政の協働・連携	60 地域包括ケアシステム構築に向けたネットワーク会議の開催	90
			61 高津区児童委員活動強化推進委員会との連携	90
			62 学校と民生委員児童委員との各種情報交換への支援	90
			63 学校との連携による健康づくりの推進	90
			64 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進	91
			65 公立保育所による連携の推進（地域の子ども・子育て支援事業、民間保育所との連携・交流、人材育成）	91
			66 保育所等地域連絡会の実施	91
			67 地域の大学と連携した保育学生の育成	91
			68 高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催	92
			69 地域ケア推進会議等の開催	92
		70 地域自立支援協議会の開催	92	
		③ 社会福祉協議会との協働・連携	71 自助・互助の促進に向けた地域福祉活動の支援	93
			72 多世代交流の推進	93
73 障害についての各種講座の開催	93			

★重点項目★

2 第5期計画における重点項目

複雑化、多様化する生活課題にきめ細かく対応していくには、医療、年金、介護保険、社会保険制度など（共助）や、税により負担される社会福祉制度（公助）だけでは難しく、自分で自分の生活課題を解決し（自助）、相互に支え合うこと（互助）が必要です。

社会福祉協議会と連携し、健康づくり・いきがいつくりの推進（自助）や、活動・交流の場づくりや機会づくり（互助）の促進に重点的に取り組みます。

重点項目1 健康づくり・いきがいつくりの推進

区内の高齢化率は全市平均に比較して低い状況ですが、今後急速に高齢化が進み、介護や医療サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれています。健康寿命を延ばし、自分らしくいきがいのある人生を送れるような取組が求められています。

若年世代からの健康づくりやがん検診・特定健診等の普及啓発、各種出前講座の開催などに取り組み、区民の皆さんの健康づくり・いきがいつくりを推進していきます。

重点項目2 活動・交流の場づくりや機会づくり

多くの方が転入されていることによる、慣れない土地での孤立や、外国人市民とのお互いの文化、習慣等への理解が課題とされています。また、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし高齢者の増加など世帯規模の縮小化が進むなか、人と人とのつながりや、お互いが支え合いながら暮らしていくコミュニティづくりが求められています。

シニアの社会参加の支援、母親同士の交流促進や父親の育児参加の促進などに取り組み、活動・交流の場づくりや機会づくりを進めます。

重点項目3 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、地域住民や様々な団体・施設・関係機関等とともに取り組みを行い、住民活動をバックアップしながら地域福祉の推進につとめる非営利団体です。住民主体の健康づくりやつながり・支え合いの取組が求められるなか、社会福祉協議会との連携はこれまで以上に重要となっています。

社会福祉協議会との協働・連携を進め、区民の皆さんの健康づくり・いきがいつくりやつながり・支え合いの取組を推進していきます。

キラリ★たがつ

つながり ひろがれ 高津



普段からつながりがあることで、いざというときに助け合うことが出来ます。高津区がそんな安心して暮らし続けることができるまちになるように、つながりの輪を広げていきませんか。

高津区内で行われている①自助（健康づくり）・互助（助け合い）の取組や②地域活動を知りたい場合は…

①映像集「つながり ひろがれ 高津」

<https://youtu.be/gqcvxDaNC3E>

川崎市チャンネル

検索



②「高津区地域資源マップ」

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

ガイドマップかわさき

検索



3 具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の福祉の地域づくり

基本方針① 健康づくり・いきがいつくりの推進

健康づくりについて学んだり、健康づくりの活動に参加したりすることのできる機会を提供します。活動への参加は健康増進だけでなく、いきがいつくりにもつながります。

1 若年世代からの健康づくりの推進

たばこ対策事業、妊娠・出産・産後の健康相談、女性の健康相談、スマイル歯みがき教室等により、若い世代からの健康づくりを支援します。

【所管部署：地域支援担当】

2 妊婦の食生活改善の取組の推進

食生活改善推進員と協働して「マタニティ料理教室」を実施し、妊娠期の望ましい食生活についての体験学習を通して家族全体の健康づくりを支援します。

【所管部署：地域支援担当】



健康な生活習慣とは

「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ」という健康増進の標語をご存知ですか。健康な生活習慣とは、適度な運動とバランスの良い食事、禁煙と酒は適量、睡眠は適切にとる事などですが、それに加え健康診断で自分の健康状態を知ることが大切です。特定健診とがん検診で健康を確かめ、異常は早期に発見し必要な治療を始めましょう。また検査結果に合わせて生活習慣を見直すことで、様々な病気の重症化を予防することが出来ます。

自分自身が健康であること、それが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活する第一歩となります。





乳がん触診モデル体験中

3 がん検診・特定健診等の普及啓発

各種イベントにおいて、ポスター・パネル・リーフレット・乳がん触診モデル等を用いて、がん検診や特定健診等の普及啓発を行います。

【所管部署：地域支援担当】

4 地域での各種出前講座の開催

健康づくりや介護予防、子育てなどに関する講座を、保健師、栄養士、歯科衛生士等が地域に出向いて行います。

【所管部署：地域支援担当】



5 高津公園体操の推進

健康づくり、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、民生委員児童委員、ヘルスパートナー高津、地域包括支援センター等と連携して、活動の立ち上げや継続を支援するとともに、見守り活動や多世代交流の場として地域への広がりを推進します。

【所管部署：地域支援担当】

6 介護予防活動の推進

男性や中高年を対象とした料理教室を食生活改善推進員と協働で実施し、高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、講義や実習を通して食生活の改善や仲間づくりを支援します。また、いこい元気広場や各種講座等の一般介護予防事業を実施し、介護予防活動を支援します。

【所管部署：地域支援担当】



いきいき元気 出前講座

毎日楽しくいきいきと元気に暮らしたい。どうすればそう出来るの？

「みんなで子育て」・「おいしいごはん」・「体の健康はお口から」・「がんの予防や検診」・「介護予防」等の話を聞いて実践してみませんか？身近な所で5名以上の仲間が集まれば、講座を「出前」します。区役所地域みまもり支援センターの専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）が身近な場所にかがいます。

がん予防や検診の講座では乳房モデルを使って乳がんがいくつあるかの数当てや自己触診の方法を、また認知症予防では脳トレのクイズや指の体操を行い、笑いの中で健康づくりをしています。

お気軽にご相談下さい。

問合せ：地域支援担当

電話 861-3315

FAX 861-3307

みんなで歩こう「高津のさんぽみち」

高津区には、川崎市初の国登録有形文化財である「久地円筒分水」や、国史跡である「^{たちばなかんがいせきぐん}橘樹官衙遺跡群」をはじめ、魅力的なスポットがたくさんあります。

こうした地域の歴史や魅力を多くの方にお伝えするために、区役所では区民の皆さんとの協働で作成したお散歩コース「高津のさんぽみち」を設けています。「高津のさんぽみち」ガイドマップを片手に、身近な魅力を発見しながら、ウォーキングで健康づくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。

ガイドマップは高津区役所で配布している他、区役所ホームページからもダウンロードできます。

問合せ：企画課

電話 861-3135

FAX 861-3103



基本方針② 活動・交流の場づくりや機会づくり

核家族化が進み、またご近所つきあいが少なくなっている中、子育て世代や高齢者等の地域での孤立という問題が生じています。誰もが気軽に集い、交流できる場づくりや機会づくりを推進します。



7 転入者子育て交流会の開催

子育て世代の転入が多い中、慣れない土地での子育てへの不安感や孤立感を解消するため、地域の子育て関係機関と連携し、地域の子育て情報や参加者同士が交流できる場を提供します。

【所管部署：保育所等・地域連携】

→関連コラム 74 ページ

8 父親の育児参加の促進

父親が妊娠、出産、育児について学び、育児の仲間づくりができるよう、「両親学級」や「お父さんとあそぼう」、「男性の子育て支援講座」を開催します。

【所管部署：地域支援担当、保育所等・地域連携、地域ケア推進担当】



9 各種教室における母親同士の交流の促進

両親学級、双子の育児交流会、未熟児育児交流会、フリースペース事業等により、育児の不安を軽減できるよう母親同士の交流を推進します。また、主任児童委員、民生委員児童委員、公立保育所等の協力により、地域の子育て中の母親の仲間づくりを推進します。

【所管部署：地域支援担当、保育所等・地域連携、生涯学習支援課】

10 子育て支援講座の開催

親子や子育て支援のボランティアを対象に、子育ての課題について学ぶ研修会等を実施します。また、子育てに関する家庭・地域の課題を学習するため「家庭・地域教育学級」を開催し、親として、市民としての学びを支援します。

【所管部署：地域ケア推進担当、保育所等・地域連携、生涯学習支援課】



11 夏休み親子健康教室の開催

食生活改善推進員と協働して「夏休みわくわくクッキング」を開催し、小学生と保護者への食育を進め、親子のふれあいの機会を提供します。

【所管部署：地域支援担当】

12 木育事業の実施

木製玩具を利用した遊びの場である「もくもくパーク」を開催し、親子が木のぬくもりや感触を楽しむ機会を提供します。また、区内の木材を利用したワークショップを開催し、木に関する体験事業を通して区民同士の交流を図り、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める「木育」を推進します。

【所管部署：保育所等・地域連携】



13 高津区子どもフェア等子どものための行事の開催

多摩川河川敷でのどろ舟レースや魚のつかみ取り等による、多くの仲間との遊びや創作活動を通じて、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供し、子どもの健全育成を図ります。

【所管部署：地域振興課】

14 親子運動会の開催の支援

高津・橘地区でそれぞれ町会対抗競技や自由参加種目などに多くの区民が参加する「親子運動会」の開催を支援し、スポーツを通じて健康な心身の育成と地域の交流の輪を広げ、地域コミュニティの形成を図ります。

【所管部署：地域振興課、橘出張所】



15 シニア世代等を対象とした事業の開催

「シニアの社会参加支援事業」を開催し、地域活動への参加や地域との関わり方、地域の課題解決について学習する機会を提供し、シニア世代が地域社会でさまざまな活動に参加できるように支援するほか、「おはよう！歌の広場」を開催し、歌を通して交流が図れる場を提供します。

【所管部署：生涯学習支援課】



16 障害者の社会参加に関する学習会への取組

市民ボランティアと協働で、施設等の見学・料理・スポーツ等、地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生きる地域社会の実現を目指します。

【所管部署：生涯学習支援課】

17 うつ・とじこもり等に関する各種講座の開催

うつ・とじこもり等についての理解を深めるため、「アルコール依存症」「うつ病」「社会的引きこもり」等の家族セミナーを開催します。

【所管部署：高齢・障害課】

18 こころのバリアフリー事業の推進

区役所ホールでの障害者施設利用者や特別支援学校生徒の作品展示や活動紹介、地域の行事へ障害者が役割を持って参加することを通じて、障害者及び障害者施設等と地域が交流し、障害に関する理解や関心を深めます。

【所管部署：高齢・障害課】

→関連コラム 74 ページ

19 行事の開催を通じた交流や情報発信



子どもと楽しく過ごしながら、子育てに関する情報が得られる「子ども・子育てフェスタ」、子どもや高齢者、障害者を含む区民が交流を深め、健康や福祉について共に考える場である「たかつ区健康福祉まつり」、区内の市民活動団体が各団体の紹介や交流を図る「どんなもんじゃ祭り」等を開催し、地域の交流や情報発信を行います。

【所管部署：地域ケア推進担当、保育所等・地域連携、高齢・障害課、地域振興課】

20 地域マネジメントの推進

地域の実態把握・課題分析のために、地区カルテの作成や社会福祉協議会と連携した地域福祉懇談会の開催を行います。そして把握した課題の解決に向けて、活動・交流の場づくりを推進します。

【所管部署：地域ケア推進担当、地域支援担当】



高津区転入者子育て交流会～ホッとこそだて in たかつ～

高津区は、子育て世代の転入者が多い区です。慣れない土地で知り合いもなく、地域の子育て情報も無い中での子育ては不安感や孤立感でいっぱい。そんな悩みを軽減できるよう、毎年春と秋に0歳～3歳未満の親子を対象に、地域の子育て支援者の方々との交流会を開催しています。子育て支援者の方々からお話を聞いたり、アドバイスをもらったり、参加者同士交流を深めたりと楽しいひとときを過ごしています。



「転入者じゃないけど地域の子育て情報が欲しい」という方も大歓迎

こころのバリアフリー推進事業とは？

高津区では、区内の障害者施設等とその利用者を主体とした「高津区こころのバリアフリー推進事業」を実施しています。毎月1回以上、区役所1階ホールを活用して、区内の障害者施設や特別支援学校の活動紹介・作品展示を行う「ふくシティたかつ」の開催、区民祭等の地域の行事に障害者も役割を持って参加する機会の創出、障害への理解を促進する講演会・シンポジウムの開催等を行っています。通年で行っている「ふくシティたかつ」には、施設利用者や特別支援学校の生徒が参加していますので、ぜひお立ち寄り下さい。



区役所1階ホールで
ふくシティたかつを開催

この事業は、障害者施設や障害者と地域のコミュニティーとの交流を通じた相互理解が進むことを目的としています。障害の有無に関わらず誰もが地域で希望する生活が送れる社会を目指す考え方を「ノーマライゼーション」と言いますが、こうした取組を通じて、このノーマライゼーションがより実行され、誰もが暮らしやすい高津区の一助になればと考えています。

基本方針③ 地域活動への参加の促進

地域活動への参加を通じて、必要な情報を得たり、仲間づくりができたりします。最初の一步を踏み出すきっかけを提供し、地域活動への参加を促進します。

21 認知症カフェやコミュニティサロンへの支援

認知症カフェやコミュニティサロンについての情報を発信し、地域住民の活動への参加を促進します。また、地域に合わせて、新たなカフェやサロンの立ち上げを支援します。

【所管部署：地域支援担当】



22 町内会・自治会加入促進パンフレットの配布

自分の住む地域の町内会・自治会を知ってもらい、1人でも多くの方が加入し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、転入者等へ「町内会・自治会加入促進パンフレット」を配布します。また、転入の多い時期に町内会・自治会相談コーナーの開設を支援します。

【所管部署：地域振興課】

23 区内で地域活動をするグループや団体に関する情報の提供

地域活動団体へのヒアリング等を通じて把握した地域資源情報を、区ホームページや冊子にて提供します。また、まちづくり協議会の活動支援や「どんなもんじゃ祭り」の開催を通じて団体間の交流を図り、区内の市民活動・まちづくり活動の活性化を支援します。

【所管部署：地域ケア推進担当、地域振興課】



高津区地域資源マップ

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

ガイドマップかわさき

検索



24 地域コミュニティ施策推進事業

地域コミュニティの核である町内会・自治会における人材育成や組織の活性化、新規加入者増大のための取組を行います。

【所管部署：地域振興課】

→関連コラム 76 ページ



高津区を支える人たち。～高津区町内会・自治会ずかん～

町内会・自治会の様々な役職や役員さんを紹介することで、それらの方々が担っている内容を紹介する広報冊子を、高津区地域コミュニティ施策推進事業で、日本女子大学薬袋研究室の学生が高津区内の町内会・自治会取材し、制作しました。

自治会長、民生委員、社会福祉協議会…高津区を支える多くの方が登場します。「縁の下の力持ちも、いいもんですよ」「近所のおせっかいやきだから」、そんなあたたかいメッセージがたっぷり。

「高津区ってすてたもんじゃないね、こんなに多くの方たちが支えてくれているんだ」と感じてもらえるような、心がほっこりする冊子です。ぜひ手にとってみてください。



※冊子は高津区役所、橘出張所、高津区社会福祉協議会などで配布中。

基本方針④ 地域福祉活動の活性化

地域福祉活動が今後も活動を維持、拡大することができるよう、活動の情報発信や運営への支援を行います。



25 子育てサロン事業実施への支援

母親の仲間づくりやくつろぎのスペースであり、子どもが楽しく遊べる場である、ふれあい子育てサロン「きらり」「うめの里」（主催：高津区民生委員児童委員協議会）を支援します。また、サロン立ち上げの相談や支援を行います。

【所管部署：地域支援担当、保育所等・地域連携、生涯学習支援課】

26 子育てグループ育成事業・支援事業の実施

子育てグループの活動の活性化と継続のため、保健師等による健康教育・相談、区内の子育てグループの交流や活動紹介のイベント、ホームページやチラシによる広報等、活動の支援を行います。

【所管部署：保育所等・地域連携、地域ケア推進担当、地域支援担当】



27 健康づくり活動グループへの支援

健康づくり活動グループの活性化や継続のため、運営についての相談や活動の情報発信を行います。

【所管部署：地域支援担当】

28 地域の介護予防活動やミニデイ等への支援

地域で開催されているミニデイケアや会食会等に保健師等が出向き、健康講話の実施や運営の相談等の支援を行います。

【所管部署：地域支援担当】



29 老人クラブ、友愛チームによる地域活動への支援

老人クラブや友愛チームの活動について、運営の助言や支援を行います。

【所管部署：高齢・障害課】

30 介護者家族会への支援

介護者家族向けの講座等を開催するとともに、区内の介護者家族会の情報を発信し活動を支援します。

【所管部署：地域支援担当】



31 市民活動支援ルームによる活動支援

区役所や出張所等の「市民活動支援ルーム」では区内の市民活動団体向けに会議室などの場を提供し、市民活動拠点としての機能を通じて市民活動を支援するとともに、市民活動団体同士をつなぎ、交流・協働を促進します。

【所管部署：地域振興課】

基本目標2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供

基本方針① 情報提供の充実

必要な人に必要な情報が的確に届くように、様々な機会や媒体を通して、情報提供を充実させます。

32 子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」
(冊子・ホームページ)による情報発信

子育てに関する情報を掲載した「ホッとこそだて・たかつ」の冊子を発行するほか、ホームページでは随時情報の更新を行い、子育てに関する情報をタイムリーに提供します。

【所管部署：地域ケア推進担当、保育所等・地域連携】

33 地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供

市政だより等を活用し、区内で行われている自助や互助の活動を紹介するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供の充実を図ります。また、地域で行われている福祉活動についてリレー形式でホームページで紹介する「たかつハートリレー」を実施するほか、地域包括ケアシステム講演会・報告会を開催し、地域活動の活性化を図ります。

【所管部署：地域ケア推進担当、企画課】



地域の福祉活動を紹介します！～高津区地域福祉活動キラリ事業～

現在、区内では様々な地域福祉活動が行われています。

その活動を知り、参加や活動立ち上げのきっかけにしたい
ため、区では「高津区地域福祉活動キラリ事業」とし

て、「たかつハートリレー」と「地域包括ケアシステム講演会・報告会」を実施しています。

そのうち「たかつハートリレー」では、地域福祉活動について現地取材を行い、写真やインタビュー記事を区ホームページに掲載しています。そして、取材された団体が次の団体取材するリレー形式によって、それぞれの団体の交流を図っています。

この機会に是非ホームページをのぞいてみてください。



川崎市高津区 地域福祉活動キラリ事業ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/cmsfiles/contents/0000035/35874/index.html>

高津区 キラリ事業

検索



基本方針② 相談支援体制の充実

一人ひとりの困りごとを見逃さず、必要な情報を提供したり、サービスに繋げることができるよう、気軽に相談できる体制の充実を図ります。



34 乳幼児健康診査等における相談実施

乳幼児健康診査等において、子どもの健全な成長・発達を確認し、疾病・異常の早期発見・対応を行います。また、家庭環境を把握した上で保護者の育児不安を受け止め、孤立することなく、適切な育児が行えるよう支援を行います。

【所管部署：地域支援担当】

35 乳幼児のための各種相談事業の実施

乳幼児を持つ親が安心して子育てできるように、育児相談、発達に関する相談、虐待予防事業・相談、アレルギー相談、離乳食や幼児食の教室、保育園における園庭開放、体験保育「親子でランチ」などの各種相談事業を実施し、支援体制を充実します。

【所管部署：地域支援担当、保育所等・地域連携】

36 児童家庭相談の充実

養護相談（虐待相談含む）、障害相談、非行相談等、0歳から18歳の子どもの関する問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた状況等を的確にとらえた上で、子どもや家庭に効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに権利を擁護します。また、保育園の入所にかかる相談に応じ、保育所入所への支援を行います。

【所管部署：地域支援担当、児童家庭課】

37 地域包括支援センターでの相談支援

地域包括支援センター連絡会議を開催し、地域包括支援センターと区役所の情報を共有し、連携を深めます。地域ケア会議等で、地域包括支援センター、住民、関係機関と連携し、地域の課題解決に向けての検討を行います。また、地域包括支援センターで受けた介護・健康・福祉の相談に対し、連携して支援を行います。

【所管部署：地域支援担当、高齢・障害課】

→地域包括支援センター一覧：29 ページ



38 障害者相談支援センターでの相談支援

障害者相談支援センターとの連携により、障害を持つ方が安心して暮らせるよう相談を受け、問題解決に向けて支援します。

【所管部署：高齢・障害課】

→障害者相談支援センター一覧：29 ページ

39 一般精神保健相談・老人精神保健相談の実施

精神疾患を持つ当事者や家族に対して、精神科医が相談による支援を行います。

【所管部署：高齢・障害課】

40 市民の衛生的な住環境の相談・支援

ねずみや衛生害虫、ペットなどの住環境の問題について相談を受け、安全で快適な暮らしを支援します。また、両親学級や各種講習会等を通じて、感染症予防や食中毒予防、衛生的な住環境の確保について啓発を行い、健康な暮らしを支援します。

【所管部署：衛生課】



基本方針③ 地域福祉の担い手の養成

地域福祉の活動を活発化していくために、地域の人々が抱える困りごとや悩みの相談を受けたり、活動への新たな参加を促したりすることのできる人材を養成します。

41 こんにちは赤ちゃん訪問員の養成

子育て支援情報等を届ける「こんにちは赤ちゃん訪問員」を養成し、子育て家庭と地域のつながりをつくれます。

【所管部署：地域支援担当】



42 すくすく子育てボランティアの養成と活動支援

乳幼児健康診査や子育て関連の教室等において、子どもが安全に、また保護者が安心して参加できるように保育や見守りをするボランティアを養成します。

【所管部署：地域支援担当】

43 健康づくりボランティアの養成と活動支援

健康づくりボランティアの養成を行うほか、健康づくりボランティアの活動の新規立ち上げや既存の健康づくりグループの活動を支援します。

【所管部署：地域支援担当】



44 食生活改善推進員の養成と活動支援

食生活改善推進員の養成を行うほか、その活動を支援します。

【所管部署：地域支援担当】

45 認知症に関する各種講座の開催

認知症についての理解を深めるため、各種講座や認知症サポーター養成講座を開催します。

【所管部署：地域支援担当】



「認知症サポーター養成講座」出前します

認知症サポーターをご存じですか？全国で900万人が認知症とその予備軍という研究結果が出ていますが、その人たちを地域で支える方々のことです。

養成講座(約1時間半)を受講していただければ、どなたでも認知症サポーターになります。認知症サポーターになったからといって、特別なことをするわけではありません。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かい目で見守るのが認知症サポーターです。「何かお困りですか？」の声掛けだけで救われた思いがする家族もいるのです。

地域みまもり支援センターでは、認知症サポーター養成講座を小・中学校、一般企業、町内会などへ出向いて開催していますので、お気軽にご相談ください。

問合せ：地域支援担当 電話 861-3259

FAX 861-3307



受講者には認知症サポーターの証であるオレンジ・リングをお渡ししています

基本方針④ 生活困窮者への支援の推進

経済的に困窮している世帯の生活課題に、関係機関と連携して取り組みます。

46 学習支援・居場所づくり事業

生活保護を受けている世帯の中学生を対象に個別学習支援を行い、生徒の高校進学率向上を図り、「貧困の連鎖」に歯止めをかけることを目指すとともに、子どもの居場所づくりを行います。

【所管部署：保護課】

基本目標3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり

基本方針① 地域の見守り、支え合いの推進

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域全体でさりげなく見守り、必要な時にはできる範囲で支え合う体制づくりを推進します。



高齢者見守り活動の様子

47 見守りのネットワークの推進

民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブといった地域団体や民間事業者、地域包括支援センターと連携し、支援が必要な方を適切な支援につなげられるよう、地域での見守りのネットワークづくりを推進し、地域で新たな見守り活動を立ち上げる際は必要な支援を行います。また、地域住民と接することの多い民間事業者と連携し、新聞や郵便物がたまっている等、日常業務の中で住民の異変に気付いた場合に区役所へ連絡をもらう見守り活動を実施します。

【所管部署：地域ケア推進担当、地域支援担当、高齢・障害課、保護課】

48 徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業の推進

徘徊の恐れのある認知症高齢者を事前に登録することにより、徘徊時に速やかに発見するための緊急連絡体制を関係機関と連携して構築します。また、近隣の市区町村と連携を図り、高齢者の安全を確保し家族への支援を行います。

【所管部署：高齢・障害課】

49 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進

75歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯に生活状況の聞き取り調査を行い、見守りが必要な高齢者を把握します。また、見守りの対象者には民生委員等が定期的な安否確認を行います。

【所管部署：高齢・障害課】





地域の身近な相談相手「民生委員児童委員」

民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、介護の悩み、妊娠や子育ての不安、生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じています。

また、社会福祉の制度やサービスの情報を提供し、関係機関と連携しながら行政と区民とのパイプの役割を果たしています。

その身分は民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、平成29（2017）年に制度創設から100年が経ちました。

地域福祉計画に掲載されている多くの取組は、民生委員児童委員の協力を得て行われています。



赤い羽根共同募金の街頭活動

基本方針② 安心して暮らすための支援

誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、生活課題に答える情報やサービスの提供を行います。

50 成年後見制度への対応の実施

成年後見制度の利用が必要な方へ、丁寧な制度説明と、行政による申立が必要な方への適切な対応を行います。

【所管部署：高齢・障害課】



51 放置自転車への対策の実施

安全に通行できるように、区内の主要駅において、放置自転車の撤去作業等を行います。また特に放置自転車が多い武蔵溝ノ口駅北口周辺では、駐輪場への誘導・案内を行い、自転車の放置を防止するための措置及び広報・啓発を実施します。

【所管部署：道路公園センター】

52 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施

犯罪を未然に防止し、安全で安心な高津区を築くことを目的に、区内各地で広報・啓発活動を行い、防犯パトロール隊の拡充、住民の防犯意識の向上を図ります。また、区内での犯罪情報をホームページに掲載するほか、防災や交通安全と連携した啓発事業の実施など、区民向けの防犯啓発の強化を図ります。

【所管部署：危機管理担当】



53 多文化共生の推進

外国人市民と多様な体験活動を共有することで相互理解を図り、支え合いながら共に暮らす地域づくりを推進するため、多文化防災訓練、料理文化講習、子育て交流広場等を開催します。

【所管部署：生涯学習支援課】



消防署で
防災訓練を実施

基本方針③ 虐待への適切な対応の推進

高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携など体制の充実を図ります。

54 高津区要保護児童対策地域協議会を通じた取組の推進

虐待など保護が必要な児童等の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を児童相談所等と共有し、関係機関の連携及び協働を推進します。

【所管部署：地域支援担当】

55 虐待相談支援の実施

子ども、高齢者、障害者等への虐待に関する相談窓口の普及啓発と、通報に対する適切な対応を関係機関と連携して実施するとともに、虐待の防止にも取り組みます。

【所管部署：地域支援担当、高齢・障害課】

基本方針④ 災害時の支援体制の充実

災害発生時に安否確認や避難支援ができるよう、地域で支え合う体制の充実を図ります。



56 自主防災組織への支援

「自主防災組織活動助成金」や「防災資器材購入補助金」の補助申請の取りまとめを行うとともに、活動や組織を側面的に支援します。また、高津地区・橘地区ごとに合同の防災訓練を実施するほか、避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議の充実を図ります。
【所管部署：危機管理担当、橘出張所】

57 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化

災害時要援護者避難支援制度について、円滑な支援活動を行う仕組みづくりや支援体制を強化するため、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員及び関係機関と連携します。

【所管部署：危機管理担当、地域ケア推進担当、高齢・障害課】



地域が災害に強いまちを作る！

大地震が発生すると、多くの火災や建物倒壊などが起きるため、消防署や警察署がすぐに駆けつけられるとは限りません。過去の震災では、多くの方がご近所の協力によって救われています。

しかし、災害時に見知らぬ住民同士がスムーズに助け合うことは困難です。日頃から地域の様々な活動やイベントに参加し、顔見知りを増やすことが、協力体制を強くする一番の近道です。

各町内会・自治会（自主防災組織）では、夏祭りや清掃活動など様々な地域活動を行っています。防災訓練にも注目してください。地域の防災訓練は、消火活動や応急救護など日常生活でも役立つ技術を練習でき、地域の絆を深めることもできる絶好の機会です。

家族やご近所同士で誘い合い、積極的に参加しましょう。



基本目標4 多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進

基本方針① 保健・医療・福祉の連携

高齢になっても、また病気や障害がある場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護などのサービスが一体的、継続的に提供されることが重要です。医療、介護及び福祉の関係者のネットワークづくりを進めます。

58 高津区在宅療養推進協議会との連携

医療と介護の専門職がお互いの業務を理解し、顔の見える関係を築くことでよりよいサービスが提供できるよう、高津区在宅療養推進協議会と連携します。

【所管部署：地域ケア推進担当】



59 在宅医療の普及・啓発

在宅医療の普及・啓発のため、医療・介護の専門職と連携して、シンポジウムを開催します。また、川崎市在宅医療サポートセンターと連携して、地域に合わせた出前講座を開催します。

【所管部署：地域ケア推進担当、地域支援担当】



住み慣れた家で最期まで暮らすために～在宅医療とは？～

在宅医療とは、患者やその家族が、「住み慣れた自宅で過ごしたい」とか、「できれば最期は家族と一緒に暮らしたい」というときに、医師、訪問看護師、薬剤師、リハビリ専門職などの医療関係者が、通院困難な患者の自宅などを定期的に訪問して提供する医療行為のことをいいます。ケアマネージャーやホームヘルパーといった介護関係者と連携しながら療養生活を支えます。



区ではシンポジウムや出前講座を実施して、在宅医療の普及啓発を行っています。出前講座では、「在宅医療について」、「元気なうちから老い支度」といったお話をしています。そのような機会も利用して、在宅医療について考えてみませんか。

問合せ 地域ケア推進担当 電話 861-3313

FAX 861-3307

基本方針② 区民・事業者・行政の協働・連携

地域の福祉課題が複雑かつ多様化するなか、課題解決に向けた取組をより一層進めていくために、区民の皆さんの力に加えて、地域の企業や施設、大学などとの協働・連携を進めます。

60 地域包括ケアシステム構築に向けたネットワーク会議の開催

高津区における地域包括ケアシステム構築のため、その中核のネットワーク組織である高津区地域福祉計画推進会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた情報共有や検討・協議を行います。

【所管部署：地域ケア推進担当】

61 高津区児童委員活動強化推進委員会との連携

児童を取り巻く諸問題について情報交換、協議、研修等を行うことで、高津区の児童委員・主任児童委員の活動の強化が図れるよう、高津区児童委員活動強化推進委員会と連携します。

【所管部署：地域ケア推進担当】

62 学校と民生委員児童委員との各種情報交換への支援

地域の子どもの様子を把握し、それぞれの立場から支援を行うために、小学校の児童指導担当と主任児童委員との情報・意見交換の場として、児童生徒指導連絡協議会を開催します。

【所管部署：学校・地域連携】

63 学校との連携による健康づくりの推進

学校との連携により、健康づくりの出前講座や、思春期・エイズ講演会を開催し、児童・生徒や保護者の健康づくりを推進します。

【所管部署：地域支援担当】

64 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進

区内にある幼稚園・保育所・公立小学校の園長・校長及び職員が、園長校長連絡会、実習研修、小学校授業参観等を行い、発達
の連続性をふまえた子どもの育ちを支援します。

【所管部署：保育所等・地域連携、学校・地域連携】

65 公立保育所による連携の推進(地域の子ども・子育て支援事業、民間保育所との連携・交流、人材育成)

地域関係団体等と連携しながら、地域の子ども・子育て支援、民間保育所等への支援、公民保育所の人材育成を行います。「ひろばノート」を活用した情報発信、「作品展」「みんなであそぼう」等の交流事業、専門職派遣、人材育成研修や会議等を行うほか、保育園を拠点とした園庭開放や公開保育等を実施します。

【所管部署：保育所等・地域連携】



66 保育所等地域連絡会の実施

区内保育園の園長が地域の主任児童委員と情報を共有し、入所児童の健全育成を図るために保育所等地域連絡会を実施します。また、情報共有のため、地区の担当保健師等も参加し、保育施設の状況を把握します。

【所管部署：保育所等・地域連携、地域支援担当】

67 地域の大学と連携した保育学生の育成

保育士養成の大学の学生を対象に、保育園実習に行く前に、地域における子育て支援や保育士対象の研修等に参加する機会を提供し、保育士としての意識向上を図ります。関係部署と連携を図りながら、親子を対象とした講座やイベント等に学生をボランティアとして受け入れます。

【所管部署：保育所等・地域連携】



68 高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催

子ども・子育てに関わる市民と関係団体・機関が情報交換等を行い、ネットワークの推進を図ります。

【所管部署：地域ケア推進担当、保育所等・地域連携、地域支援担当、学校・地域連携】

69 地域ケア推進会議等の開催

地域ケア推進会議を通して、高齢者やその家族に関する地域課題を抽出し、情報交換を行いながら、地域ケア体制を構築していきます。

【所管部署：地域支援担当、高齢・障害課】



70 地域自立支援協議会の開催

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関と連携し、障害者を支えるネットワークづくりを推進します。

【所管部署：高齢・障害課】

基本方針③ 社会福祉協議会との協働・連携

行政と社会福祉協議会は共に地域福祉を推進する組織であり、地域における「支え合い」を推進するための重要なパートナーです。地域福祉の推進のために、協働・連携して事業を進めます。

71 自助・互助の促進に向けた地域福祉活動の支援

地区社会福祉協議会と連携し、高齢者のミニデイケアや会食会等でのボランティア活動を支援することで、各地域の自助・互助の促進に向けた取組を行います。

【所管部署：地域ケア推進担当、地域支援担当】

72 多世代交流の推進

こども文化センター、いこいの家、社会福祉協議会、民生委員児童委員等と連携し、地域における子育て支援、子どもの居場所づくりを推進するほか、地域で主体的な世代間の交流が広がるよう取り組みます。

【所管部署：保育所等・地域連携】

→関連コラム 94 ページ



73 障害についての各種講座の開催

社会福祉協議会と連携し、障害に関する各種講座を開催します。

【所管部署：高齢・障害課】



多世代交流～1 DAYカフェ～

子母口こども文化センターでは就学前の親子から小中高校までの児童生徒を対象に、1 DAYカフェという、豆やパスタを使って絵を描いたり、おしゃべりしたりする機会を設けています。

また、子母口いこいの家では、七夕やお月見といった季節行事に地域の親子や児童生徒も参加し楽しんでいます。今後は、折り紙の折り方を教え合ったり、作品を褒め合う小さな多世代交流を、各こども文化センター、いこいの家の地域色を活かして区内全域で実施していきます。



豆を使って
楽しくお絵かき



高津区社会福祉協議会の健康運動「おたっしゃ10のトライ」

高津区社会福祉協議会では平成26年度から、地域包括ケアシステムの自助の取組として、「毎日歩こう30分」等、10の健康標語をまとめた健康運動「おたっしゃ10のトライ」を推進しています。

健康運動の象徴として「tentoraちゃん」というマスコットキャラクターのもと、着ぐるみ・テーマ曲・体操が地域住民の声をきっかけに続々と誕生し、地域住民（地区社協、運動普及推進員、地元の歌手、ボランティア等）の積極的な協力とつながりにより、高津区内の各地域に健康運動の輪が広がっています。

高津で生まれた健康運動のマスコットキャラクター「tentoraちゃん」は、地域住民と一緒に健康づくりと地域づくりに邁進していきます。



第5期計画の推進体制

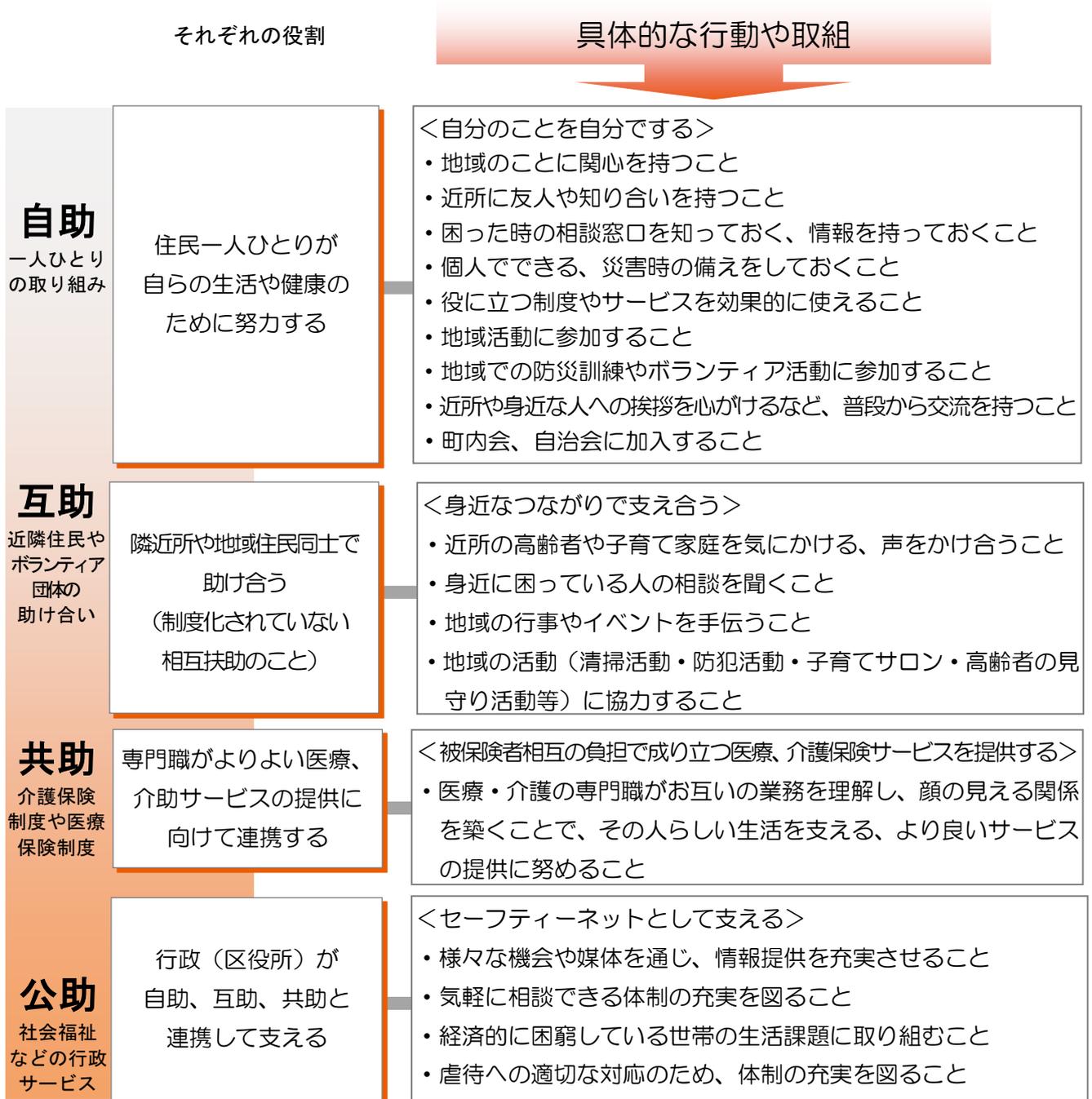
第3章

1 推進体制

高津区が抱える課題の解決、そして、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。

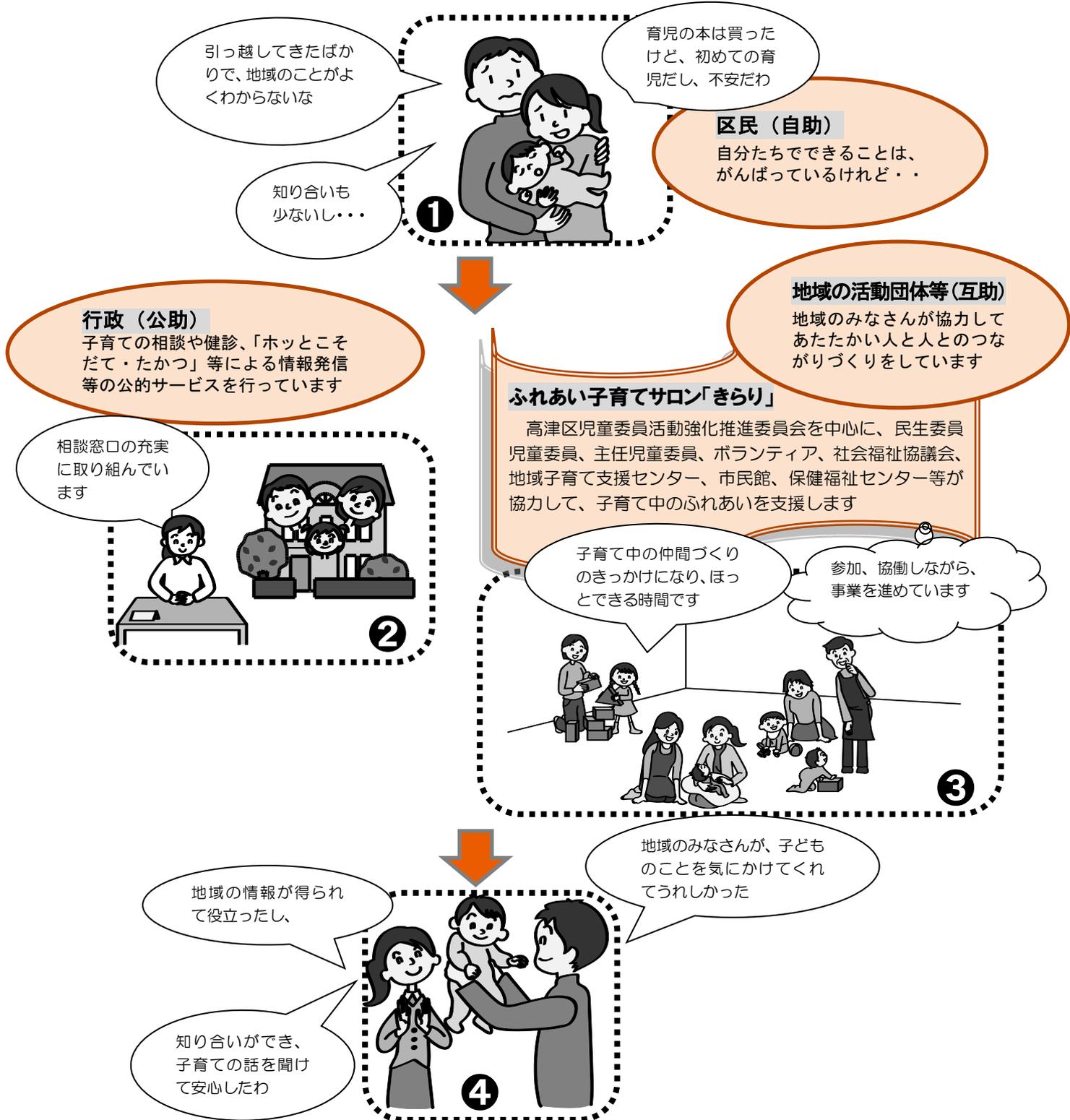
そのため、区民、地域の活動団体、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、ボランティアや地域関係団体の活動、公的サービスなどを組み合わせ、地域課題を解決していきます。

【地域の課題解決のための役割分担】



地域の課題解決のための役割分担について、転入して、慣れない土地で子育てをしている世帯への支援を例にお話します。

人と人とのつながりが、笑顔あふれるまちをつくります。



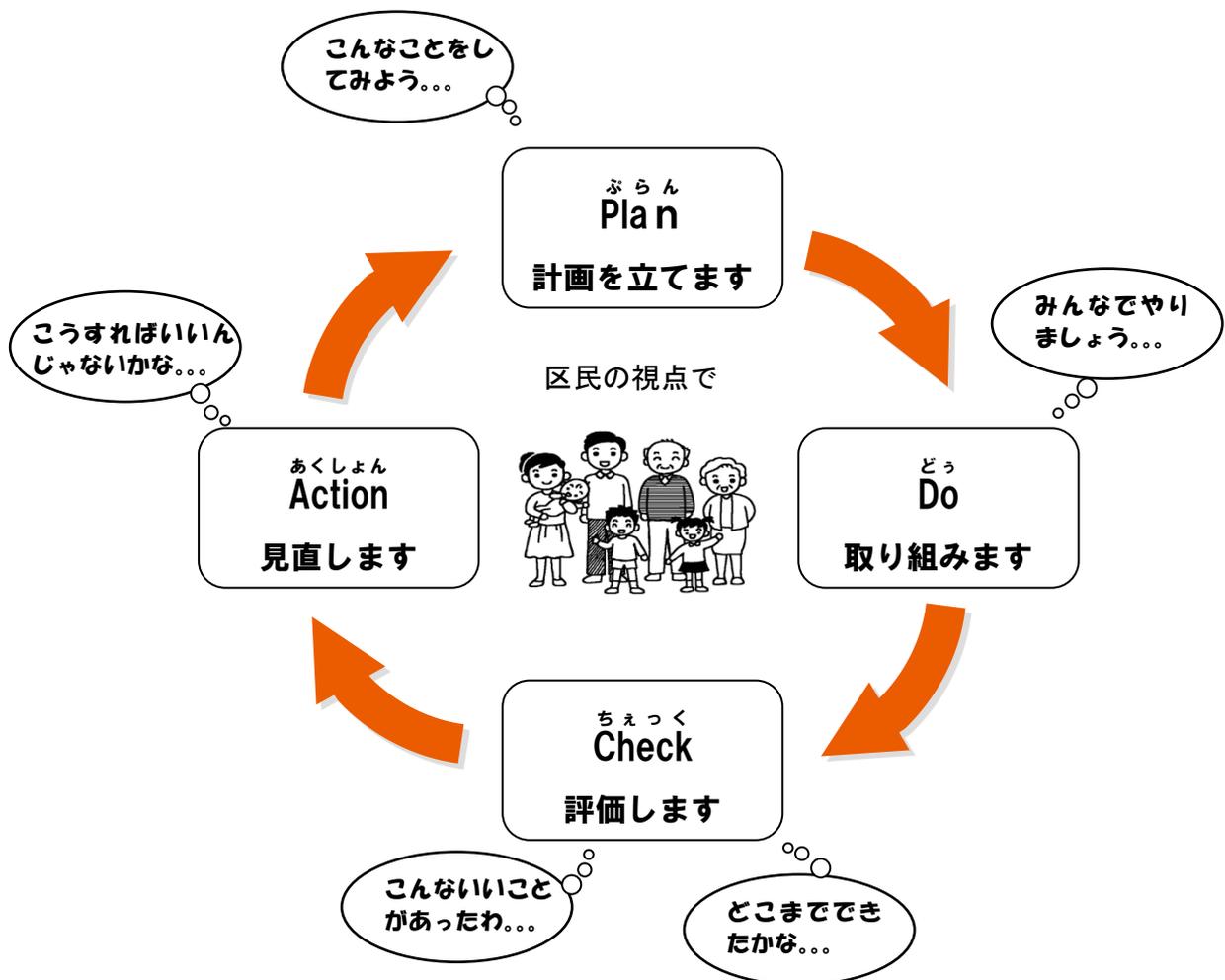
区民一人ひとり、地域の活動団体、行政などがそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせて地域の課題を解決することが大切です。

2 計画の評価

地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan（計画・役割分担）→Do（実行）→Check（評価）→Action（計画に沿ってない部分の改善）」といういわゆる「PDCAサイクル」の繰り返しによって、計画のよりよい発展をめざすものとします。

また、計画の評価・改善についての検討は、高津区地域福祉計画推進会議の場を利用して行います。

高津区地域福祉計画の推進・見直しのプロセス



(2) 高津区地域福祉マップ

行政機関・福祉機関等

◆ 行政機関・福祉機関等

	名称	住所	電話番号
1	高津区役所・高津区役所保健福祉センター	下作延 2-8-1	861-3113
2	高津区役所橋出張所	千年 1362-1	777-2355
3	高津市民館	溝口 1-4-1 ノクティ2 (丸井ビル)	814-7603
4	プラザ橋	久末 2012-1	788-1531
5	川崎市民プラザ	新作 1-19-1	888-3131
6	高津区社会福祉協議会	溝口 1-6-10(てくのかわさき3階)	812-1879

高齢者に関する施設

■ 地域包括支援センター

1	樹の丘地域包括支援センター	久地 4-19-1	820-8401
2	すえなが地域包括支援センター	末長 1-3-13	861-5320
3	ひさすえ地域包括支援センター	久末 453	797-6531
4	陽だまりの園地域包括支援センター	諏訪 2-10-15	814-5637
5	溝口地域包括支援センター	溝口 1-6-10	820-1133
6	リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター	向ヶ丘 130-9	865-6238
7	わらく地域包括支援センター	千年 141	799-7951

■ いこいの家

1	梶ヶ谷いこいの家	梶ヶ谷 5-8-27	853-5185
2	上作延いこいの家	上作延 1142-4	865-1633
3	くじいこいの家	久地 3-16-1	811-2234
4	子母口いこいの家	子母口 983	755-0147
5	末長いこいの家	末長 2-27-2	866-0749
6	高津いこいの家	久本 3-6-22	811-5120
7	東高津いこいの家	下野毛 1-3-2	813-1886

□ 地域交流センター

1	高津老人福祉・地域交流センター	末長 3-24-4	853-1722
---	-----------------	-----------	----------

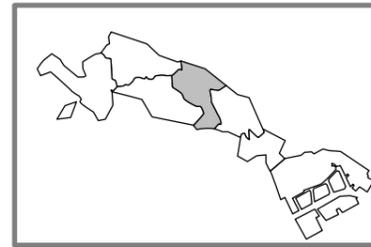
障害者に関する施設

▲ 福祉会館

1	北部身体障害者福祉会館	溝口 1-18-16	811-6631
---	-------------	------------	----------

▲ 障害者相談支援センター

1	たかつ基幹相談支援センター	溝口 3-13-5	543-9812
2	くさぶえ地域相談支援センター	末長 3-25-8	863-9744
3	地域相談支援センターゆきやなぎ	二子 2-18-10 グロービル高津101号室	819-5812
4	地域相談支援センターいまここ	二子 6-3-3 グランドール栄 A-202	819-4304



資料：川崎市町丁目別年齢別人口
(平成29年6月末現在)



キラリデッキ

子どもに関する施設

● 子ども文化センター

1	末長子ども文化センター	末長 3-25-8	877-5540
2	上作延子ども文化センター	上作延 1142-4	865-1634
3	高津子ども文化センター	溝口 3-10-8	822-6429
4	子母口子ども文化センター	子母口 983	755-7771
5	二子子ども文化センター	二子 5-14-61	844-6818
6	梶ヶ谷子ども文化センター	梶ヶ谷 6-1-10	852-4542
7	東高津子ども文化センター	下野毛 1-3-2	813-0770

● 地域子育て支援センター

1	地域子育て支援センターかじがや	梶ヶ谷 4-12	866-0105
2	地域子育て支援センターたまご	溝口 4-19-2	811-5763
3	地域子育て支援センターちとせやまゆり	千年 970	755-9211
4	地域子育て支援センターそよかぜ	久地 3-13-1	829-1832
5	地域子育て支援センターしぼくち	子母口 983 2階	070-6453-2700
6	地域子育て支援センターかみさくのか	上作延 1142-4 2階	070-5567-3839
7	地域子育て支援センターひがしたかつ	下野毛 1-3-2 2階	070-6451-2700
8	地域子育て支援センターすえなが	末長 3-25-8 2階	070-6969-6936

○ その他

1	子ども夢パーク	下作延 5-30-1	811-2001
2	中部児童相談所	末長 1-3-9	877-8111

